

会議録

平成31年3月8日(金)
場 所 3階 第1研修室

会議名：第4回平成31年度予算等審査特別委員会

出席委員：相澤委員長、吉田副委員長、佐藤委員、新井田委員、平野委員、竹田委員
手塚委員、福嶋委員、鈴木委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後5時36分
事務局 福 田、西 嶋

開 会

1.委員長挨拶

相澤委員長 定刻になりましたので、ただいまより、3月7日に引き続き、第4回平成31年度木古内町予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりです。

まちづくり新幹線課から資料が提出されておりますので、ご確認ください。

2.審査事項

(1)税務課

議案第21号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

相澤委員長 税務課の皆さん、おはようございます。どうもご苦労様です。

それでは早速、会議次第のとおり、審査を進めてまいります。よろしく申し上げます。条例改正のほうから、よろしく申し上げます。

高橋課長。

高橋税務課長 おはようございます。

それでは、議案第21号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

資料につきましては、資料番号1の11ページからになります。

この条例は、4月から町税の納付がコンビニエンスストアでも可能となることに伴い、これまで督促手数料については督促状発送にあわせ、金融機関へ連絡し、対象となる納付書に督促手数料を記入して納付しておりましたが、コンビニエンスストア収納の場合は、バーコード処理のため納付書に記入することができないことから、納付書の再発行、関連する事務費と作業等の費用対効果を勘案し、平成31年度以降に発生する督促手数料について

廃止しようとするもので、町税以外の後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料等の公金に係る督促手数料についても取扱いを町税と同一とするため、関係条例を整理し制定するものです。

それでは、条文などについて新旧対照表にて、ご説明申し上げます。

資料番号1の11ページをお開きください。

第1条改正では、木古内町有財産条例の一部改正で、町有財産売払代金等に係る督促手数料について、第2条改正は木古内町税条例の一部改正で、町税に係る督促手数料について、第3条改正は木古内町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正となっており、住宅使用料の督促手数料について、次のページ12ページになりますが、第4条改正では木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料について、第5条改正は木古内町介護保険条例の一部改正で、介護保険料に係る督促手数料、第6条改正では木古内町道路占用料徴収条例の一部改正で、道路占用料に係る督促手数料についての規定となっており、いずれも平成31年度以降に発生する督促手数料100円の徴収を廃止し、条文の文言を整理する内容となっております。

なお、附則としまして平成31年4月1日から施行することとしており、経過措置としまして、施行日前に発送している督促状に係る督促手数料については、これまでどおり督促手数料を徴収する規定となっております。

それでは、次の資料の13ページからになります。

コンビニエンスストア収納における督促手数料の取扱いについてということで、1月の常任委員会の際に提出しておりました資料と同じものとなりますが、先ほどの提案理由でも触れましたが、来年度からのコンビニ収納の場合は、バーコード処理のため納付書に記入することができないことから、納付書の再発行、関連する事務費と作業等の費用対効果等を勘案し、平成31年度以降に発生する督促手数料について廃止しようとするもので、町税以外の後期高齢者医療保険料等にかかる督促手数料についても、取扱いを町税と同一とし廃止したいと考えております。

なお、括弧書きで記載しておりますが、督促手数料を徴収しない場合でも、従前どおり法令に基づき督促状は発送することとなります。

次に、14ページになります。

2は町税等の納税通知書の状況となっており、中段の町税の計欄から窓口での納付総数が1万3,097枚となっておりますので、町税の窓口納付が全体の約65%を占めている状況となっております。

3の督促手数料の状況ですが、全体で督促調定件数9,707件、うち滞納繰越分7,042件、督促手数料調定額 95万9,100円、うち滞納繰越分 69万7,100円、収入額 27万9,561円、うち滞納繰越分 16万2,061円となっており、町税の督促手数料の占める割合は収入割合で、約82%となっております。

続いて、15ページになります。

4の町税等の収入状況です。

上段の町税については、毎年、決算委員会でご説明しているものと同じで、町税の税目・収納別ごとの一覧となっております。納付額では、町税の合計5億2,331万1,000円に対しまして、窓口納付が2億7,574万4,000円ですので約53%となり、納付額の半分以上となっております。

ります。

逆に、下段の町税以外の保険料等については、後期高齢者医療保険料と介護保険料で特別徴収と口座振替の納付額が大きく、全体で窓口納付は16%程度にとどまっております。

次に5は、道内における督促手数料取扱いの状況となっております。

全道179市町村のうち、督促手数料を徴収している市町村が46市町村で、25.7%と約4分の1の割合で低く、同じく管内では11市町のうち、8市町で72.7%と4分の3程度の割合と逆に高くなっている状況となっております。

全道でのコンビニ収納の実施市町村となると、179市町村のうち58市町村でコンビニ収納を実施し、手数料を徴収しているのは12市町村で20.7%、管内でも4市町のうち1市のみとなっております、コンビニ収納を実施している市町村では、さらに低い徴収実績となっております。

6は、コンビニエンスストア収納導入による効果として、当町と同規模な団体によるコンビニ収納導入年の収納状況となっております。

既にコンビニ収納を導入した町では、収納率の向上により、220万円ほどの効果額があったことから、当町においても平成31年度の予算を積算する際の参考として計上しております。

次に、16ページになります。

7は、督促手数料を廃止または継続した場合の町税分の経費等の内訳となります。

まず、現行の収支ですが、現年・滞納繰越分合計で22万8,000円の督促手数料があり、それにかかる経費が用紙代・郵便料で22万円かかり、プラス8,000円の収支となります。

次に、手数料を廃止した場合、現年度分の督促手数料がなくなり、13万3,000円の収入となり、発送等の経費が22万円かかるので、収支はマイナス8万7,000円となります。

次に、コンビニ収納導入後も手数料を徴収した場合、手数料収入は現行と変わらないものの、用紙の変更や新たにシステム改修費が増えることとなるものです。

下段の作業時間は、手数料を廃止した場合は現行と変わらないものですが、徴収する場合は、ハガキから封筒に変わることで作業量が増加し、システムを改修しなければさらに増えることとなるものです。

次に、8の一部改正が必要となる条例ですが、先ほど新旧対照表にてご説明したとおり、税条例を含めた記載の6条例となります。

なお、下水道受益者負担金にかかる督促手数料につきましては、町税条例に準拠しているため木古内町下水道事業受益者負担金条例の改正は不要となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

相澤委員長 ありがとうございます。

これについて、質疑等ございますでしょうか。

平野委員。

平野委員 かねてより税金を納めやすい手段としてコンビニ収納はという意見出ていた中で、管内でも早い段階で木古内町が取り組んでいただいたということは、町民にとって喜ばれることなのかなと。これを機に回収率が上がっていければ、データをもとにすると上がるということなので、期待したいと思います。

それで一方、行政の職員としてみれば、当然ながら最初のシステム改修費等の費用かか

るのは当然だと思えるのですけれども、作業時間がこのシステムを導入したことによって増えると、約2倍近くなのですけれども。これは当初そうなのか、それとも今後ずっとこのように作業時間がいままでよりもかかるといことなのか、お聞かせいただきたい。具体的には例えばどのようなことで、この作業時間が増えているのかもあわせて、お願いします。

相澤委員長 高橋課長。

高橋税務課長 現行の督促状につきましては、ハガキタイプで送付をしております、それが今度督促手数料を徴収することになりますと、封筒で送るといことになりまして、そのシステム改修をした場合には、1枚の用紙に上段のほうは督促状になりまして、下段のほうは納付書といこと、切り取り線が付いてそういう形で本人のほうに督促状とあわせて送ることになるといこと、当然そうなった場合にはまずハガキと封詰めでは、当然用紙を折ったりといこと、作業時間が増えるといこと、年11回出しますのそれをあわせて作業時間をトータル、この記載のとおり増えるとい見込みを立てております。

それから、システムを改修しなければ現行とどうなるかといことですが、これも封筒で督促状及び納付書を送付することになりまして、まずシステムを改修しなければ督促状で1枚、それから本人がバーコード入りの納付書で督促状をいれた納付書で、2枚本人に送付をすることになりまして、それからいくとまずシステムを改修しなければ、滞納者としてまず一覧をバーッとシステムで検索して出しますが、それからさらに個々に督促状をいれて納付書を作成をしていかなければならないといこと、システムを改修しなければもっと作業時間がかかるといこと、その違いがいまのシステム改修とシステム改修をしない場合と現行のハガキでの違いといことになります。

相澤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

先ほど平野委員からもありましたけれども、コンビニ決済というのは我々も期待していた部分があつて、本年度からといことで大変嬉しく思うところではありますが、課長からのいまの説明の中で、何ごともスタートする時いろいろ大変なことがあつて、たぶん様々なトラブルも想定されると思ふのですけれども、そこは町民のかたにスムーズに案内できるようなそういう盤石な体制でスタートしていただければと思ふのが1点なのですけれども。

今回この資料、これは個人的な感想なのですけれども、非常に見やすく説明もとても簡潔でわかりやすく、この資料に関しても本当によく作られているなど。これは、作るのは当たり前なことなので、評価すべきといか褒めるほどではないのかもしれないのですけれども、でも私個人的には本当にわかりやすく良かったと思つているのですよ。

1点聞きたいのがコンビニなのですけれども、我が町内にも何社か様々な会社さんが入っています。コンビニと言つても全ての町内の店舗で対応できるのかどうか、対応している店舗と対応していない店舗とか、その辺りもし決定しているのであれば、ちょっとお教えいただきたいと思ふのですけれども。

相澤委員長 高橋課長。

高橋税務課長 先ほどちょっと平野委員の質問の中で、説明不足といこと、再度まず説明をさせていただきますが、まずこれからの4月1日以降の納付については、バーコード

入りでないとコンビニのほうで収納ができないということなものですから、いままでは納付書に銀行さんなり金融機関で督促料100円を追加をしていただいで、本人がそれにあわせて納付ができたということなのですけれども、これからはその加筆修正がコンビニでバーコード入りの場合は、加筆修正ができないということなものですから、新たに100円の督促料をいれた納付書を発行しないとコンビニのほうでは収納できないということで、それがまず大きな違いということになります。

先ほど鈴木委員のほうから、町内の取り扱いということなのですが、レジのほうで全てバーコードで対応できるお店につきましては、対応できるということになります。バーコードで処理できないお店につきましては、コンビニ収納は対応できないということになります。町内の店でレジのほうでそれが無いところにつきましては、読み取りができないものですから、できないということ。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時51分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 なければ、予算の説明のほうよろしくをお願いします。

高橋課長。

高橋税務課長 それでは、税務課所管の予算をご説明いたします。

説明内容につきましては、前年度と同じ内容のものにつきましては省略させていただき、新規または前年度から金額が変更となった内容を主に説明をさせていただきます。

まず、歳出より説明をさせていただきます。

一般会計予算書、49ページになります。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費 514万7,000円、対前年度比 115万3,000円の減となります。

1節 報酬から12節 役務費までは、前年と同様の内容となります。

30年度では、13節 委託料に地方税共通納税システム導入業務委託料として119万9,000円を計上しておりましたが、平成31年度では必要となるシステム等の改修予定はありませんので、委託料の計上はありません。

14節 使用料及び賃借料、19節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度と同様となっております。

続きまして、2目 賦課徴収費 607万5,000円、対前年度比 26万7,000円の増となります。

1節 旅費は、道税務職員との合同税務研修がなくなったことによりまして、5万4,000円の減で12万3,000円となっております、11節 需用費に関しましては、前年と同様となっております。

12節 役務費につきましては、新たにコンビニエンスストア収納を開始するにあたり、収納サービス手数料として、月額基本手数料及び1件あたり61円の手数料を町道民税、固定資産税、軽自動車税の分として32万9,000円を計上しております。

次の50ページになります。

13節 委託料に関しましては、518万1,000円となっており、平成30年度ではコンビニエンスストア収納システム導入業務委託料を計上しておりましたがその分が減額となり、各税の賦課業務委託料と3年に一度の評価替えに向け、標準宅地鑑定評価業務委託料として253万円を計上しております。

次に、103ページになります。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利息及び割引料、前年度と同額の200万円を町税等還付金として計上しております。

税の歳出につきましては、以上です。

続きまして歳入をご説明いたしますので、17ページになります。

1款 町税、1項 町民税、1目 個人、1節 現年課税分 1億3,920万円となっております。

平成30年度11月末現在での実績等により積算しており、均等割額の納税義務者はほぼ変わりありませんが、課税所得金額は若干伸びていることから、所得割額が増額となっていることを見込まれること、またここ数年の収納率の推移により、収納率を前年度より1%上げ98%としており、362万5,000円の増となっております。

2節 滞納繰越分 258万2,000円、滞納繰越額の16%を見込んでおり、前年度比 85万5,000円の減額の計上となっております。

2目 法人、1節 現年課税分 3,574万3,000円となっており、法人数は工事が終わったこと等により、一時参入法人等含め5社減少したことに伴い、法人税割が減収となること、また9号法人が7号法人となった事業所もあったことにより、708万9,000円の減となっております。

2節 滞納繰越分で、6万2,000円を計上しております。

続いて、18ページになります。

1款 町税、2項 固定資産税、1目 固定資産税、1節 現年課税分 2億5,040万9,000円となっており、ここ数年の収納状況から収納率を0.5%ほど上げておりますが、土地の課税標準額や新築家屋の減、また大規模償却資産の減価償却等による減により、900万7,000円の減となっております。

続きまして、2節 滞納繰越分 260万7,000円となっております。

同じく、2目 国有資産等所在市町村交付金、1節 現年課税分 756万6,000円、前年度より8万5,000円の減となっております。

次に、3項・1目 軽自動車税ですが、1節 現年度課税分は、前年度とほぼ同額の972万円となっており、平成30年11月末現在の実績により、例年の取得、廃車状況を基に積算しております。

次に19ページになりますが、2節 滞納繰越分につきましては、6万9,000円となっております。

続きまして、2目 環境性能割ですが、37万7,000円となっております。

こちらにつきましては平成28年度税制改正により、消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割が創設され、当面北海道にて賦課徴収を行うこととされております。

北海道にて徴収した環境性能割が翌々月には当町に払い込まれることとなることから、歳入科目を設定し北海道から示されている積算根拠に基づき予算を計上しているものです。

続きまして、4項・1目 町たばこ税、1節 現年課税分 4,823万5,000円を計上しております。

たばこ税につきましては、年々消費本数の減少が著しいところではありますが、旧3級品が昨年4月に、旧3級品以外が昨年10月に税率が引上げられて、さらにことし10月1日にも旧3級品の値上げが予定されていることによりまして、今年度と同程度の予算額を見込んでおります。

2節 滞納繰越分で、1万円となっております。

20ページになります。

次に、5項・1目入湯税、1節 現年度課税分 171万円を計上しております。104万6,000円の減となっております。これは、高齢者等入浴無料券交付事業費の減によるものとなっております。

滞納繰越分で、1万円となっております。

24ページになります。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目・1節 総務手数料は、255万4,000円を計上しておりますが、税務所管分としては上から4段目の税務手数料 31万5,000円、その下の町税督促手数料で平成30年度以前の督促状発行にかかる納付予定、8万円を計上しております。

30ページになります。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税费委託金で567万円を計上しており、道民税の徴収取扱費となっております。

37ページになります。

20款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 延滞金で10万円を計上しており、2目 過料、1節 過料等は1万円を計上しております。

税務関係の歳入につきましては、以上です。よろしく願いいたします。

相澤委員長 説明が終了いたしました。質疑ございますでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 業務委託、計上されています。木古内町内の地価というか地価相場そんなに大きくは動いていないのかなというふうに思っているのですよね。それで、町としての評価替えの時期、今後こういう部分について見直しをするって一つの指針というかその方針があるのかという部分。大きくは前とそんなに変わらないということなのか、大きく変えるというかそういう考えなのかという部分。

それともう1点はここに予算計上、昨年確かコンビニの前段の条例改正で出てた、コンビニの収納のシステム改修で何百万か予算計上して、それらも今年度4月からはもう完全にシステムはすぐ作動するというか稼働できるということで、今回は新年度の予算にシステム

の手直しだとかそういう部分の予算が計上されていないんだっていうことでいいのですか。その辺の確認だけ。

相澤委員長 高橋課長。

高橋税務課長 まず、標準時調査の考え方ということで、いままでとなんか考え方に変わりがあるのかということなのですけれども、まず3年に一度の評価替えをしまして、土地につきましては、その都度下落傾向にはありますが、まず下げ止まりにはなっていないという状況で、ただ下落率は幅は小さくなっていますけれども、まだ前回までの標準地調査では、若干ではあるが下落傾向が続いているということで。調査地点につきましては前回と同様、46地点ということで、考え方につきましては、前回の標準地調査と同じような考え方で調査を進めていきたいというふうに考えています。

もう1点、システム改修の稼働が4月からすぐ稼働していけるのかということで、改修費も新年度では計上していないけれどもというご質問ですけれども、もう既にコンビニ収納のテスト等も済ませておりますので、あと納付書が31年度の納付書として先ほどもありましたが、バーコードをいれた納付書としても準備できれば、4月には軽自動車税の発付になりますので、それはいまの予定でバーコード入りでシステム改修なく進めていけるという予定になっております。

相澤委員長 ほかがございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 予算書20ページの入湯税について、お聞きいたします。

この上の現年課税分の150円の4,180人というのが通常営業で、その下が交付事業に関わる回数っていう回数でよろしいかの認識と、あと新年度から町内でホテルもオープンするというので、これは一般向けではないものの宿泊のかたは大浴場を利用できるということで、こちらには入湯税はかからないのかどうかというその2点をお願いいたします。

相澤委員長 高橋課長。

高橋税務課長 入湯税につきましては、あくまでも鉱泉を利用して入られたかたから入湯税として、150円を徴収するということです。いま駅前のほうに建つホテルにつきましては、大浴場はあるにしても水道水を利用してということでお聞きしておりますので、通常の水道水につきましては、入湯税はかからないという考え方になります。

相澤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 私もそのような認識だったのですけれども、地下から掘ったものでなければおそらく入湯税かからないということなのですよ。水道で出しても温泉の成分に近い品質のものを提供できるということだったので、ちょっとそれより詳しい話は私は聞いていないのですけれども、入湯税のかかる基準というのが要するに水道水から出たもので、どんなあとから手を加えたとしてもかからないということでもいいのですね。最終的に確認します。

相澤委員長 高橋課長。

高橋税務課長 あくまでも基になるのが水道水であれば、それは入湯税としてはかからないということで、例えば函館市にあります健康ランド的なものについても、水道水を利用していけば入湯税はかからないということになるものです。

相澤委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、税務課の部分については、ここで終了したいと思います。
どうもありがとうございました。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

(2)町民課(一般会計・国保事業特会・後期高齢者医療特会)

議案第24号 木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例制定について

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課の皆さん、ご苦勞様です。

それでは、議案第24号の条例改正のほうから、ご説明お願いいたします。

吉田(廣)課長。

吉田(廣)町民課長 それでは、議案第24号 木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明いたします。

また、あわせて制度の概要を予算説明資料によりご説明いたします。

提案理由については、当町の乳幼児等の医療費助成については、平成24年度8月1日から満12歳を現在の満15歳に拡大し、無料化を実施してきておりますが、平成31年8月1日より満18歳まで年齢をさらに拡大し、無料化することで、疾病の早期診断・早期治療を促し、保健の向上と福祉の増進、さらには子育て世代の負担軽減を図り、定住の促進に寄与することを目的に改正するものです。

議案説明資料の19ページに、新旧対照表がありますのでご参照願います。

それでは、制度の概要についてご説明いたします。

予算説明資料、16ページをお開きください。

1. 名称、2. 目的につきましては、記載のとおりでございます。

3. 対象者、助成の範囲ですが、これまでの中学生満15歳までの医療費の無料化の年齢を高校生満18歳まで拡大し助成するものです。

4. 対象者の年齢要件は、満18歳に達する日以降最初の3月31日までの者としており、高等学校等に在学していない者、及び規則で定める者は除くこととしております。

高等学校等の定義については、(1)の①から資料の17ページの⑦までとなっております。

また、規則で定める者とは、予算説明資料の17ページの(2)の①から②となっております。ここに掲げる高等学校等に修学していない者等については、助成の対象としないこととしております。

予算説明資料、18ページをご覧ください。

5. 対象者の住所要件ですが、原則、町内に住所を有し、住民票に記載されている者で、保護者の扶養・監護を受けている者が対象ですが、学生で修学のために他市町村に住所異動した場合であっても、生活の本拠地が木古内町である場合は町内に住所があると見なし、

対象とすることとしております。

6番、助成の方法ですが、現行と同様に原則現物給付としておりますが、道外で受診した場合などで現物給付ができない場合、保護者に対する窓口での償還払いを行うこととしております。

7番に制度開始までの日程を記載しておりますのでご参照願いたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

相澤委員長 この件について、質疑等ございますでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 いまの件で年齢要件等はわかったのだけれども、例えば修学していない部分は対象にしないという点ですよね。それは、なぜなのだろう。学校に入っていないきゃだめだっという定義だと思うのだけれども。

相澤委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 竹田委員の質問に対して、ご回答いたします。

こちらの在学していることを要件としている部分でございますが、あくまでもこの乳幼児医療助成につきましては、保護者に対する助成ということになっておりまして、前段お話したとおり子育て世代の費用負担軽減、学費等もかかりますので、そこら辺の負担軽減を図るためのものということもありますので、学生という要件を設けた中で実施していきたいと考えております。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 私が言っているのは、例えば学校に在籍しなくても身体に疾病があつて、例えば在宅で生活しているっていうそういう人は対象にならないっていうことですよ、いまのことからすれば。それでいいのですか。いろんなケースがあると思うのですよね。ですから、もう少しやはりここに在学していないものについては、対象としないっていうことでなくて、いろんな要素があるわけだから、心身に障害があつて学校に行きたくても行けないっていう人がもしいるとすれば、そういう人は例えばせつかく乳幼児医療の拡大の中で、いままで恩恵を受けていたんだけど、高校に行かないから対象になりませんっていう。ですから、それでいいのですかっていうことです。

相澤委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 ご質問の内容なのですけれども、医療を受けているかたって程度にもよりますけれども、重度障害者手帳等をもっている人であれば、重度障害者医療の対象として、別の制度のほうで負担軽減をしておりますので、その医療の程度にもよりますけれども、こちらの乳幼児医療の助成につきましては、あくまでも学生限定とさせていただきますと思ってございます。

相澤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 おそらく竹田委員いろんなパターンがあるって言ったのは、もちろん心身的にもですけれども、もしかしたら経済的に学校に行きたい、でも働かなきゃならないとか、ちょっとその辺りの詳しい情報というのはわからないのですけれども、障害者手帳で保険料がカバーされるかたであればいまの答弁でいいと思うのですけれども、それにもかからなく、人たぶんいると思うのですよね。その辺りについての考え方をたぶん聞いていたと思うのですけれども。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時32分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

大野副町長 ただいまご指摘のありました条例改正案についてですが、この高等学校等に在学していない乳幼児等及び規則に定める乳幼児等は除かれるというふうに取り扱われますので、指摘にありました障害をお持ちで重度ではないと。そして、高校に通っていないというようなケースもあろうかと思われますので、その条文解釈ということでは、入れるという解釈を持っていますが、その解釈の表明だけでご理解いただけないのであれば、条文の改正も含めてこれは6月になりますけれども、まずは今回の定例会では議決をいただいて、修正という作業も考えるということで説明申し上げます。

規則等で定めるといふ条文であれば、規則の中での整理ができたところなのですが、条例本文のほうに高等学校等ということ、在学していないかたは除かれるというふうになっておりますので、その点を重視して考えますと対象とならない障害をお持ちのかたも出てくるやに思われますので、そこはしっかりと制度を利用できるような整理をしてまいりたいと思います。いまの整理解釈でよければ、そのまま進めたいのですが、皆さんのご意見をいただければというふうに思います。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 いま副町長のほうから冒頭あったこの条例を修正、見直して6月に再度上程する方法もこれありということですから、我々も高等学校修学支援金支給金に関する法律だとかそういうものも6月までの間に、きちんとやはりお互いに認識をして6月にその辺も含めた条例の提案ということにすべきというふうに思います。

相澤委員長 ということで、よろしいでしょうか。

副町長。

大野副町長 私が言ったのは、今回承認をいただいて、そのあと6月に修正という再度変更ということで、出させていただければと思っております。大変申し訳ないのですけれども、マスコミが先導してしまっておりまして、新聞等で木古内町実施するということが出てしまったものですから、できればそういう。実質的にこの障害があつて高校に通っていないかたが出たとしても、本人に不利益が及ぶということはないようにはいたしますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

相澤委員長 皆さんのご理解をお願いします。

平野委員。

平野委員 副町長の考えはわかりました。当然、マスコミとの町とのバランスもあるわけですから一定程度理解しますけれども、やはり中身が我々がいま様々な休憩中の意見も含めたものがはたしてしっかり6月に反映されるのかと不透明な部分あると思うのです。いま副町長がおっしゃったのは、重度に満たないかたで障害持たれているかたで、高校に行か

れていないかたについては、対象にすると。ピンポイントでそこは対象にするって考えはわかりましたけれども、それ以外のかたです。様々な金銭的理由だったり、高校通われていないかたはどうするんだっていう部分についても、いっそのこと18歳以下は全員対象にするってことであればいまの話で理解しますけれども、やはり条件によってこの差があるというのは、もう少し詳しく話をしないと理解できない部分あります、現状で。

ですので、いまピンポイントで言ったかた以外の18歳以下のかたについては、町としてどう対応するのか、6月の訂正の時に。お聞かせください。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 18歳未満のかたでも実際に就労されて所得を得られるかたがおられます。

いわゆる課税者ということになりますけれども、そういうかたが発生することがあり得るだろうということで、高校在学していれば就労しているということはございませんので、そこで高等学校というのをいれたのが背景です。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

何回もすみません。副町長、もう一度。

副町長。

大野副町長 今回、提案をいたしました木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例について、委員の皆さんからご意見をいただいて、不備なところもこのあと整理をさせていただきたいと思いますので、一旦取り下げをお願いいたします。その後、再提案をさせていただければというふうに思っております。

相澤委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 会期中にということで、お話されましたよね。

副町長。

大野副町長 今定例会、予算委員会の審議の中でご審議を再度いただきたいと思っておりますので、早い提案を心がけたいと思います。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 副町長からいまこの条例の取り下げの提案あって、予算委員会の中で議案の審議する時間等も作らなきゃならないとすれば、月曜日休会日とりあえずなっているでしょう。やはり11日にやれば行政側がもし間に合うとすれば、午前がいいのか午後がいいのかという日程の時間帯の取り方をして、やはりそういう運びにしてできるだけ最終日までごちゃごちゃしないように進めるべきだというふうに思います。

相澤委員長 わかりました。

ほかにありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 なければ、予算審議のほうに移せていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、国保事業会計の説明からお願いいたします。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 それでは、議案第2号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計予算をご説明いたします。

国保の予算書、5ページをお開きください。

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の占める割合の表となっております。

今年度の予算は、歳入・歳出ともに平成30年度より6,116万4,000円少ない、6億5,050万4,000円です。

減額の主な原因としまして、被保険者数の減少に伴う療養給付費等の医療費の減額に伴う保険給付費の減額並びに道支出金の減額、基金積立による繰越金の減額、並びに予備費の減額となっております。

歳出より、ご説明いたします。

予算説明資料によりご説明いたしますので、予算書とあわせてご覧ください。

予算説明資料の24ページ、予算書17ページをお開きください。

予算説明資料、1.総務費、(1)総務管理費は、予算書の1項 総務管理費、1目 一般管理費と2目 連合会負担金をあわせますと、予算額 2,128万5,000円で、前年度より42万9,000円の減となっております。各節で若干の増減はあるものの、主な要因は、一般管理費の委託料で、国保の制度改正に伴うシステム改修委託料の104万8,000円の減額と保険者業務端末の機器更改による備品購入費で55万1,000円の増額となるため、差し引きで減額となっております。

連合会負担金については、予算額 93万4,000円で前年並みとなっております。

次に、(2)徴税费です。

予算書は、18ページをお開きください。

予算説明資料、1.総務費の(2)徴税费は、予算書の2項 徴税费の1目 賦課徴収費と2目の納税奨励費をあわせますと、予算額 254万4,000円で、前年度並みとなっておりますが、1目 賦課徴収費の委託料で、国保税の応益割にかかる旧被扶養者減免期間の見直しに伴うシステム改修委託料を新たに予算措置しております。

次に、(3)運営協議会費です。

予算書は、19ページをお開きください。

運営協議会委員の報酬等で、予算額 19万円で前年度並みとなっております。

次に、(4)趣旨普及費です。

予算書は、20ページをお開きください。

予算額 23万3,000円で、前年度並みとなっております。

予算説明資料2の保険給付費です。

予算書は、21ページから26ページとなっております。

被保険者の療養の給付費にかかる保険者負担分です。

予算説明資料2の保険給付費の(1)療養給付費から(9)の葬祭費まであわせると、4億3,789万4,000円となっております。

予算書、21ページから22ページをお開きください。

1項 療養諸費の内訳ですが、予算説明資料（1）療養給付費につきましては一般・退職あわせまして、予算額 3億7,038万9,000円、（2）療養費につきましては一般・退職あわせまして、予算額 547万6,000円、（3）審査支払手数料につきましては、予算額 94万4,000円となっております。

予算書、23ページをお開きください。

2項 高額療養費の内訳ですが、予算説明資料（4）高額療養費につきましては一般・退職あわせまして、予算額 5,928万1,000円、（5）高額介護合算療養費につきましては一般・退職あわせまして、予算額 27万3,000円となっております。

算定につきましては、一般分は平成28年・29年度実績及び平成30年度見込みをもとに算定しており、退職分につきましては、被保数が大幅に減少する見込みのため、被保数の減少を加味して算定しております。

予算書、24ページをお開きください。

予算説明資料、（6）の移送費については、一般分・退職分とともに前年度と同額となっております。

予算書、25ページをお開きください。

予算説明資料、（7）の出産育児一時金、（8）の出産育児一時金審査支払手数料については、過去3か年度の実績値をもとに、2件分を計上しております。

予算書、26ページをお開きください。

予算説明資料、（9）の葬祭費については、過去3か年の実績値をもとに、13件分を計上しております。

予算説明資料の25ページ、予算書は27ページから29ページをお開きください。

予算説明資料、3. 国民健康保険事業費納付金の（1）医療給付費分、（2）後期高齢者支援金等分、（3）介護納付金分をあわせまして、予算額 1億3,387万3,000円となっております。これは、北海道が保険給付費等の推計をもとに算定をしており、各市町村が北海道へ納めるべき納付金です。

予算書、30ページをお開きください。

予算説明資料、4. 共同事業拠出金で、予算額 1,000円となっております。

これは、退職者医療制度の対象者の把握に資するため、各年金保険者より送付される退職者リストの出力に係る事務費となっております。

予算書、31ページをお開きください。

予算説明資料、5. 保健事業費の（1）特定健康診査等事業費で予算額 422万円5,000円となっております。前年度並みとなっております。

予算書、32ページをお開きください。

予算説明資料、（2）保険事業費で予算額は256万6,000円で、前年度より14万6,000円減となっております。

主な要因は、健康優良家庭表彰の該当見込み世帯が昨年より減少したことに伴い、16万円を減額しております。

予算書、33ページから34ページをお開きください。

予算説明資料、（3）特別総合保健施設事業費で、健康管理センターの運営に係る費用

となっております。

予算書の1目 保健指導事業と2目 施設管理費をあわせまして、予算額は3,594万円 5,000円です。

予算書、33ページをご覧ください。

1目の保健指導事業費は予算額 2,805万5,000円で、前年度と比較して96万7,000円減となっております。

予算書、34ページをご覧ください。

2目の施設管理費 予算額 789万円で、前年度並みとなっております。

予算書、35ページをお開きください。

予算説明資料6の基金積立にかかる利息分で、予算額 1万1,000円となっております。

予算書、36ページをお開きください。

予算説明資料7の公債費については、前年度並みとなっております。

次に、予算説明資料8の諸支出金で、予算額 663万4,000円となっております。

予算書37ページから40ページにつきましては、前年度並みとなっており、保険税の還付金や還付加算金等となっております。

予算書、41ページをお開きください。

3項 繰出金は、国保病院分の特別調整交付金を国保会計で受け、同額を国保病院へ繰り出すもので、国保病院の医療機器整備分等として、405万円を計上しております。

予算書、42ページをお開きください。

予算説明資料9の予備費で、663万4,000円を計上しております。

歳出合計は、6億5,050万4,000円となっております。

歳出は、以上でございます。

相澤委員長 歳入もお願いします。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 続きまして、歳入をご説明いたします。

予算説明資料21ページ、予算書9ページをお開きください。

説明資料1 国民健康保険税です。

現年度分については、平成30年11月時点の賦課状況を基に、平成31年4月の被保険者数推計で算出しております。

一般被保険者の世帯数は696世帯、被保険者数は1,042名、退職保険者については、世帯数1世帯、被保険者数1名と推計しております。収納率については、一般被保険者で95%、退職被保険者で100%を見込んでおります。

滞納繰越分については、一般は繰越見込額の11%、退職については10%の収納率を見込んでおります。

1目 一般被保険者国民健康保険税は、予算額 1億147万9,000円で、前年度並みとなっております。

予算書、10ページをお開きください。

2目 退職被保険者国民健康保険税は、予算額 9万5,000円で、前年度と比較しまして7万7,000円の減額となっております。減額の主な要因は、被保険者数の減少によるものとなっております。

予算書、11ページをお開きください。

予算説明資料2 使用料及び手数料です。

保険税の督促手数料で、予算額 4万5,000円となっております。

前年より5万5,000円を減額しており、主な要因は町税のコンビニエンスストア収納の開始にあたり、督促手数料を廃止するために減額となっております。

同じく、予算書11ページです。

予算説明資料、21ページ・22ページをお開きください。

3. 道支出金で、4億6,251万2,000円となっております。

内訳につきましては、(1) 保険給付費等普通交付金で、予算額 4億3,789万4,000円となっております。

これは国保の都道府県単位化に伴い、医療給付費等に必要な資金は北海道から全額交付されるため、歳出で説明しました保険給付費分の同額を保険給付費等普通交付金として北海道から交付されるものです。

予算説明資料、22ページ・23ページをお開きください。

(2) 保険給付費等特別交付金で、予算額 2,461万8,000円については、国特別調整交付金と道特別調整交付金、特定健康診査等負担金が北海道から交付されます。詳細については、予算説明資料等をご覧ください。

予算説明資料、23ページをお開きください。

予算説明資料4. 財産収入で、予算額 1万1,000円となっております。

国民健康保険事業基金積立金の利子収入です。

予算書、12ページをお開きください。

予算説明資料5. 繰入金、予算書の1目 一般会計繰入金と2目 国民健康保険事業繰入金をあわせると、予算額 8,128万8,000円となっております。

内訳につきましては、1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分で予算額 1,820万1,000円、2節 保険基盤安定繰入金保険者支援分で予算額 1,067万8,000円となっております。

保険基盤安定繰入金については、低所得者層に対する保険料軽減相当額について公費で補填する制度で、軽減分については道が4分の3、町が4分の1、保険者支援分は国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1の負担をしております。

国、道分については、一般会計に歳入され、町分とあわせた額を一般会計から国保会計に繰り入れております。

3節 出産育児一時金等繰入金で、予算額 56万円となっております。

歳出で説明いたしました、出産育児一時金の3分の2を一般会計から国保会計に繰り入れております。

4節 財政安定化支援事業繰入金で、予算額 909万5,000円となっております。

これは、被保険者に高齢者が多い、病床数が過剰であるなど保険者の責めによらない事情により保険税の減収、医療費の増加に着目して一般会計からの繰り入れについて地方交付税が措置されており、その額に見合った繰り入れを行っています。

5節 一般会計繰入金で、予算額 4,275万3,000円となっております。

主に、国保担当職員2名の人件費や運営協議会委員報酬、健康管理センター運営費となっております。

6節 基金繰入金で、予算額 1,000円となっております。

予算説明資料6.繰越金については、予算額 451万6,000円となっております。

予算書の13ページから15ページをお開きください。

予算説明資料、23ページの7.諸収入については、予算額 55万8,000円となっております、保険税の延滞金や第三者行為等が発生した場合の収入額を計上しております。

収入合計は、6億5,050万4,000円となっております。

以上で、平成31年度木古内町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

一般会計ありますけれども、一緒にやって構わないですか。

相澤委員長 お願いします。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 関連がありますので、一般会計の分も説明いたします。

一般会計の歳出、56ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金で、8,128万7,000円となっております。

国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

前年より、226万4,000円減額となっております。

一般会計国保分の歳出については、以上でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

一般会計の歳入の25ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金で、533万9,000円となっております。

保険基盤安定制度医療費支援分の国の負担分となっており、2分の1が交付されております。前年度より、12万1,000円の減額となっております。

次に、28ページをお開き願います。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金で、1,631万9,000円となっております。

内訳につきましては、保険基盤安定制度軽減保険料分の道の負担分で4分の3の1,365万円、保険基盤安定制度医療費支援分の道負担分で4分の1でありますけれども、266万9,000円が予算をされております。

前年度より、114万5,000円の減額となっております。

一般会計国保分の歳入については、以上でございます。よろしく願いいたします。

相澤委員長 国保事業特別会計と一般会計の説明が終わりました。

質疑等ございますでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 国保のこの事業、道に移管して一年経過した中で、この点が良かった、こういう部分がどうだっていうそういう問題的というかそういうものが実際、実務の中で発生したのかどうなのかっていう。賦課徴収は自前でやっている場合だからその部分は変わっていないけれども、だけれどもこういう部分が道に移管したことによって、軽減されたとかっていう部分があるのかどうなのか。

それと、どこだったでしょうか、移送費。移送費、確か20万円計上しているけれども、これ何件分でのこの金額なのかっていう部分。そして、いまさらですけれども、ここに書いています。移動困難な患者が緊急出動があって、医師の指示によってあれした場合、移送費が出ますよ。この場合の上限があるのかどうなのか、その許容範囲含めてそういうものあるのかどうかっていうのをちょっと。私達も今回はじめてではないのだけれども、いままであまり頭になかったものですから。

それと、木古内町も高齢者が多く、亡くなるかたが多くなっているってということで、今年度も13件の葬祭費を見込んでいますよね。何年来この3万円っていう金額は変わっていないのですけれども、もうそろそろ福祉の町として葬祭費上げればいいってということではないのだけれども、やはり亡くなることによってすごくいろんな経費がかかっているってというのが実態なのです。そういうことも含めれば若干、今後葬祭費についても見直していくべきでないかというふうに思っています。この点、いまの今年度の予算がどうこうってことでなくて、今後の予算立て含めて、その考え。

相澤委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 まず1点目の質問なのですけれども、国保の都道府県単位化に伴っての良かった点と言いますか事務の軽減されたかどうかという部分なのですけれども、基本的には資格の取得だとか喪失業務、あとは保険税の賦課徴収につきましては、いままでどおり町のほうでやってございます。ですので、軽減された部分と言いますと道で言っているのが、事務の標準化ということで、全道一体的に国保を運営するという形で、システムをクラウド化して、どこの市町村がどの事務を行っても同じような業務ができるようにという部分もございすけれども、実質一年経過した中でそういった全道一律に動かすシステムですので不具合も多々あり、正直そこら辺の事務の軽減という部分では、未だ感じられている部分はちょっと少ないのかなと思います。

今後、改善されていくにつれてそういった部分は改善された時には、事務の軽減という部分でつながると思いますけれども、現状一年経過した中ではそのような部分は感じられていないのが実態となっています。

あと、都道府県化に伴いまして現在、予算でもみていますか納付金としてこれは医療費の財源とするために、北海道がある一定の算定方法をもとに、全道の市町村保険者から集めているものでございます。この財源をもとにかかった医療費は、全て全額北海道から出てくることになりますので、これまでの国保の運営では医療費が高額になって、国保の運営ができなかった場合に備えて、基金の積立だとか必要になっている部分もありましたが、そこら辺の心配は今後は必要なくなりますので、良い点としてはそのようなことだと思います。

2点目の移送費につきましては、近年と言いますか何十年来この移送費については出ていないというような状況でございます。

移送費については、あくまでも例えば災害等が起きた際に、災害地からヘリコプターを使ったりだとか救急車、あとは消防の車などを使う場合があると思います。その際に、医師の指示のもとに移送しなければならない時に、支払う保険者負担分となってございます。

件数というよりもこちらの予算につきましては、頭出し予算という形で、それぞれの移送方法によっても金額が違いますので、頭出し予算として20万円程度をみているというこ

とでございます。

葬祭費なんですけれども、葬祭費につきましては現状3万円、国保の都道府県単位化に伴って全道では4万円支給していたり、5万円支給していたりということが実態としてあります。しかしながら、都道府県単位化にするということに伴って、国保の運営方針の中で一律3万円に統一するよう指針が出ておりますので、4万円・5万円支給しているところについても、現状3万円にしているかどうかというのはちょっと確認できてはおりませんが、3万円より多い金額については、極力一律3万円に均すように、また3万円より低い市町村については、3万円に引き上げるような指導もされておりますので、都道府県単位化に伴って3万円ということよりもうちのほうでは、従前から3万円ということですので、今後もこの金額でいっていききたいなと思っております。以上です。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 葬祭費は了解しました。ただ、都道府県に移管して、正直言ってそんなに変わっていないというのが実態。平準化の部分で、いまは少しやはり割り勘の部分は若干、差が付いているのでしょうか、全道的に。一本化になったんですか、その辺、統一。

道の前は道から出る割り勘部分については、地域だとかそれによって若干低いところ、高いところって確かあったような気がするのだけれども、それがいま一本化になったっていう捉え方でいいのかなのか。

それと、移送費については、ここ何年来ちょっと移送費の使用がないっていう。ただ、先ほど答弁の中で災害時どうこうって部分、そういうことではないですよ。この24ページからすれば、疾病病気等によって云々ということ。あくまでもドクターの指示で、端的に言ったら木古内の病院に受診して、重い例えば特殊な病気だと言われて、例えば北大に行かなきゃないって。ところが、普通の車では乗用車では運べないような例えば寝たきりだとなつた場合は、この移送費を使えるっていう。端的にそういうことで理解していいのかっていう部分をちょっと

相澤委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 竹田委員の1点目の質問の納付金が平準化されたかという部分につきましては、金額的には保険者の大小もありますし、そこら辺については金額はまちまちです、町によって。例えばうちで言えば1億3,300万円程度ですけれども、知内町にいけば被保険者数も多いですし、医療費も高額なので1億4,000万円程度払っていたりとか、そこら辺につきましては一定の基準で算定はしているものの、保険者の規模等により金額は異なってきます。ということです。

2点目です。

移送費につきましては、ここに記載のあるとおり、一般的な部分につきましては、基本的には救急車を活用できると思います。緊急的な場合っていうこと、必要があるという場合ということで、例として災害等の際にどうしても移送できない際には、例えば民間のバスを使ったりだとかそういった部分のお金かかる部分がありますので、そういう移送がされた場合の予算として、こちらのほうは計上させていただいているというようなことでございます。

相澤委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 質疑がなければ、これで終わりたいと思います。

どうもご苦勞様でした。

それでは、後期高齢者医療特別会計のほうの説明をお願いいたしたいと思います。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 議案第3号 平成31年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算の説明をいたします。

後期高齢者医療特別会計予算書、4ページをお開きください。

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の占める割合表です。

今年度の予算は、平成30年度より456万9,000円少ない、1億6,844万5,000円です。

主な要因については、歳入では4款の繰入金において、療養給付費負担金繰入金で過年度実績等に基づき算定された平成31年度の医療給付費見込額が前年より減額したことにより、269万9,000円減となっております。

事務費繰入金で、広域連合事務費負担分でシステム機器更改に要する事務費等の減額により98万9,000円の減、保険基盤安定負担金で軽減対象見込者数の減により、88万9,000円の減となっております。

歳出については歳入予算が充当されるため、歳入と同様の要因で後期高齢者医療広域連合納付金が減額の理由となっております。

それでは、歳出より説明いたします。

予算説明資料27ページ、予算書は11ページをお開きください。

国保と同様に、予算説明資料により説明しますので、予算書とあわせてご覧ください。

予算説明資料の1.総務費、(1)総務管理費は、予算額 24万円で、後期高齢者医療にかかる事務費が主なものです。前年度より、85万7,000円減額となっております。

主な要因については、後期高齢者医療システムの改修委託料分が昨年度より減額となっております。

次に、(2)徴収費です。

予算書、12ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の徴収にかかる費用で、納付書の作成・郵送等が主なもので、予算額 54万7,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、2の保健事業費です。

予算書、13ページをお開きください。

後期高齢者の疾病予防のためのインフルエンザ予防接種、健康診査の費用が主なものとなっております。予算額 408万7,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、3の後期高齢者医療広域連合納付金です。

予算書は、14ページをお開きください。

予算額 1億6,245万5,000円で、前年度より376万2,000円減額となっております。

内訳につきましては、資料に記載のとおりですが、減額の主な要因といたしまして、療養給付費負担金繰入金で過年度実績等に基づき算定された平成31年度の医療給付費見込額が前年より減額したことにより、269万9,000円減となっております。

事務費負担金で、広域連合事務費負担金分でシステム機器更改に要する事務費等の減額により98万9,000円の減、保険基盤安定負担金で軽減対象見込者数の減により、88万9,000

円の減となっております。

4の諸支出金です。

予算書は、15ページから16ページをお開きください。

保険料還付金や高齢者等入浴無料券交付事業の一般会計への繰入金です。

予算額 111万円で、前年度と同額となっております。

5の予備費です。

予算書、17ページをお開きください。

予備費について、6,000円となっております。

歳出の合計、1億6,844万5,000円となっております。

歳出は、以上です。

次に、歳入をご説明いたします。

説明に入る前に、予算説明資料に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

予算説明資料26ページの歳入の1.後期高齢者医療保険料、(2)普通徴収保険料の現年度分が1,598万7,000円となっておりますけれども、1,597万6,000円に訂正をお願いします。

それでは、予算説明資料26ページ、予算書は7ページをお開きください。

予算説明資料1.後期高齢者医療保険料、(1)特別徴収保険料で、公的年金から徴収される保険料です。

現年度分予算額は3,441万5,000円で、前年度より92万2,000円の減額となっております。

次に、1の(2)普通徴収保険料で1,598万7,000円で、前年より173万7,000円増額となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合で算出した保険料並びに平成30年11月時点の当町の賦課状況を基に予算計上しております。

2の督促手数料は、予算額 4,000円となっております。

前年より、8,000円の減額となっております。

町税のコンビニエンスストア収納の開始にあわせ、町税と整合性を図り督促手数料を廃止するために減額となっております。

予算書、8ページをお開きください。

予算説明資料3.広域連合支出金は、予算額 80万円で前年度と同額となっております。

平成29年度から実施している、高齢者入浴無料券交付事業に対する補助金です。

資料の4の繰入金、(1)事務費繰入金です。

一般会計からの事務費繰入金として、予算額 467万7,000円で、前年より243万9,000円減額となっております。

主な要因としましては、広域連合事務費負担金分でシステム機器更改に要する事務費等の減額により98万9,000円の減額、一般事務費分で繰越金の充当により145万円を減額しております。

(2) 保険基盤安定繰入金です。

予算額 2,807万5,000円で、88万9,000円の減額となっております。

主な要因は、軽減対象見込者数の減に伴う減額となっております。

(3) 療養給付費負担金繰入金です。

後期高齢者医療の費用負担で、総医療費の12分の1を町が負担します。

予算額 8,101万4,000円で、前年より269万9,000円の減額となっております。

主な要因としまして、過年度実績等に基づき算定された平成31年度の医療給付費見込額が減額したことによるものです。

予算書の9ページをお開きください。

資料の6の繰越金 150万円となっております。

予算書、9ページ・10ページをお開きください。

資料の7の諸収入は、予算額 197万3,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

保険料延滞金や健康診査等負担金、広域連合からの受託事業である重複・頻回受診者数の訪問指導事業収入を計上しております。

歳入合計は、1億6,844万5,000円となっております。

以上で、説明を終わります。

一般会計もあるので、よろしいでしょうか。

相澤委員長 続けてお願いします。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 それでは、一般会計の分で一般会計予算書の62ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 1億1,376万6,000円で、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

前年度より、602万7,000円の減額となっております。

要因については、後期会計で説明いたしましたが、療養給付費負担金、事務負担金、保険基盤安定負担金の減額によるものとなっております。

一般会計の歳出は以上です。

次に、歳入をご説明いたします。

28ページをお開きください。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、4節 後期高齢者医療負担金で、予算額 2,105万5,000円となっております。

保険基盤安定制度軽減保険料負担金の道の負担分で、4分の3が交付されております。

前年度より、66万7,000円の減額となっております。

予算書の36ページをお開きください。

18款 繰入金、2項 特別会計繰入金、2目 後期高齢者医療特別会計繰入金、1節 後期高齢者医療特別会計繰入金で、予算額 80万円となっております。

平成29年度から実施の高齢者入浴無料券交付事業の後期会計からの繰入金となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

相澤委員長 後期高齢者特別会計について、一通り終わりましたが、質疑等ございますでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 後期の7ページ、特別徴収は問題ないわけですから普通徴収の部分で、滞繰が少ないってことで、去年からみればさらに滞繰が少なくなっているという予算の中で、普通徴収の取り組みの中で担当とすれば何か国保とあわせて特に取り組んでいる部分

があつて、後期の部分が滞繰が少ないのかっていうそういう分析をしているかどうか。もししているとすれば、こういう要因ですよっていう部分を示してもらえれば。

相澤委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 後期の医療保険料につきましては、基本的には年金特徴、あと普通徴収につきましては、口座振替が主でございます。口座振替のパーセンテージが多い分、当然滞繰分というのなかなか発生しないというところもありますけれども、普通徴収で口座振替以外の人につきましては、支払が滞った際には個別に訪問だとかして徴収に出向いて、極力滞納繰越にならないような動きはとってございます。以上です。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 そうすれば、例えば国保の前期から後期に移行する段階もいままでやっていた口振の関係を継続して、例えば後期の部分で新たに口座をどうこうということではないっていう捉え方していいのかな。自分もあと何年かすればこっちのほうに入ってくるのだけれども、その場合にまた新たな口振の手続き等をしなきゃいけないものか、いままでやっていた前期の部分のあれをそのまま踏襲して流れていくのかという部分だけ。

相澤委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 後期高齢者の口座につきましては、あくまでも制度が別ですので、改めて口座登録していただいて、お支払いいただくということになります。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 高齢者スポーツ大会の予算付けは町民課これ管轄に担当になっているけれども、大会の主催運営については保健福祉課ってことでいいのですよね。一応この予算付けの中の報償費 3万円については、どのかたへの報償費なのか伺いたいのと、スポーツ大会に関わる消耗品ってということで5万円、あわせて8万円程度この大会についての予算付けされていると思うのですが、それ以外の部分でこの大会にかかる費用ってというのは、関連される費用ってあるのかなのか。なければないで、お聞かせいただきたい。

相澤委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 こちらの報償費につきましては、管轄が保健福祉課ということで、高齢者医療スポーツ大会に参加されたかたに景品という感じで報償という感じで。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 こちらの報償費につきましては、参加者への報償として飲み物だとか配付しているというような形でございます。

相澤委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 なければ、これで後期高齢者特別会計の部分は、終了いたしたいと思います。

よろしく申し上げます。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時37分
再開 午前11時45分

相澤委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課、戸籍担当の説明をよろしく願いいたします。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 それでは、戸籍担当の予算について、歳出より説明をいたします。

予算書の51ページをお開き願います。

2款 総務費、3項・1目 戸籍住民基本台帳費です。

9節 旅費から12節 役務費まで、前年度とほぼ同額の予算となっております。

13節 委託料は407万3,000円で、前年度と比較して154万1,000円の減となっておりますが、マイナンバーカード等に旧姓併記を可能とするための住基関連システム改修業務委託料 158万2,000円の業務が完了したことにより、予算計上をしていないために減っております。

14節 使用料及び賃借料 355万8,000円で、このうち戸籍総合システム機器借上料として、270万1,000円を新たに計上しております。

戸籍総合システムの導入から5年経過したことに伴い、機器の入れ替えをすることによる借上料となっております。

19節 負担金補助及び交付金は、前年度とほぼ同様の予算です。

続きまして、63ページをお開き願います。

3款 民生費、2項 児童福祉費、3目 児童福祉施設費 546万1,000円は、学童保育施設の運営費となっておりますが、前年度と比較して23万1,000円の増となっております。

7節 賃金で、時給単価及び勤務時間数の増により、23万2,000円の増となっているほかは、前年度とほぼ同様の予算計上となっております。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

歳入の23ページをお開き願います。

12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 1,255万円3,000円のうち、学童保育利用者負担金として157万円を計上しております。

次に、24ページをお開き願います。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目・1節 総務手数料 255万4,000円のうち戸籍手数料 119万6,000円、住民票手数料 51万円、印鑑証明手数料 30万円、その他証明 10万2,000円で、合計で210万8,000円を計上しております。

次に、26ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金の304万8,000円のうち個人番号カード交付事業補助金として93万2,000円を計上しております。

続いて、2目 民生費補助金、2節 児童福祉費補助金 子ども・子育て支援交付金として143万8,000円を計上しております。

学童保育施設の運営費補助で、補助基準額に補助率3分の1をかけた額となっております。次に、27ページをお開き願います。

3款 国庫委託金、1目・1節 総務費委託金の83万1,000円のうち中長期在留者住居地届出等事務委託費として、16万4,000円を計上しております。

29ページをお開き願います。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 219万8,000円のうち、子ども・子育て支援交付金として143万8,000円を計上しております。

こちら先ほどの国庫補助金と同様に、学童保育施設の運営費補助で、補助基準額に補助率3分の1をかけた額となっております。

次に、30ページをお開き願います。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目・1節 総務費委託金の364万2,000円のうち、福祉統計調査委託金として1万1,000円、旅券事務委託金として5万4,000円を計上しております。

39ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項 雑入、1目・3節 雑入の下から2項目目、雇用保険繰替金 27満5,000円のうち、放課後児童支援員分が8,000円となっております。

以上で、戸籍担当にかかる予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

相澤委員長 戸籍担当の説明が終わりました。なにか質疑等ございますでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 ちょっと教えてください。

委託料で戸籍システムパッケージ保守委託、それとその下の総合行政システム戸籍総合システム連携保守委託、これって去年と同じような予算計上。そして、賃借料で今年度戸籍総合システム機器の借上、なんか名称見れば同じような感じで、課長のいまの説明の中では5年経過をして更新なんだっていう捉え方。だとすれば、この上の委託料の連携保守委託料 24万6,000円っていうのやはり必要なんだろうか。新たに機械、システムが入って、入ったばかりのやつにまた保守しなきゃならないそういうお金がかかるっていうのはどうなのでしょう。導入された年は、翌年から例えば保守点検だとかで予算が必要だっていうのはわかるんだけど、たまたま更新するまでの期間、何か月間あるからその分をみたんだよっていうことなのか、それとも昨年と同額の部分がこの保守でかかるっていうことなのか、業者さんからの見積もり含めた部分が。私はやはり、その辺まず説明してください。

相澤委員長 敦澤主査。

敦澤主査 ただいまの質問についてですが、まず戸籍システムの委託料の中の戸籍システムのパッケージ保守委託料、こちらはシステムに不具合などがあった時に、業者に保守点検等委託している部分の委託料になります。

その下の連携保守委託料なんですけど、こちらは住基システムと戸籍システムとの間で、戸籍の付票と言いまして、住所の履歴載っているものの連携かけるために必要な保守委託料として計上しているのですが、今回5年経過したということで、使用料のほうで270万1,000円計上しております。これは、いままでの機器をそのまま新しい機器に入れ替えするというので、ただ連携保守の部分ではそのまま変わらず継続して行うということで、満

額今年度も計上している形になります。以上です。

相澤委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、戸籍担当の分はこれで終わりたいと思います。

時間が12時5分前なので、暫時、休憩しまして、昼食の時間としたいと思います。

午後は1時から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中の審査において修正することになりました、議案第24号 木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、議案の差し替えの申し出がありましたので、そのように対応したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように取り扱うことに決定いたしました。

どうもありがとうございました。

平野委員。

平野委員 差し替えはいいのですけれども、差し替えた後の審査はもちろんするんですね。

相澤委員長 それについては、12日の予算委員会の冒頭で説明していただく対応したいと思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時03分

再開 午後1時08分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

修正の議案については、今日中に出る予定とのことですから、出てからまた皆さんに諮っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 次に、移ります。

それでは、町民課の皆さん、ご苦労様です。

福祉年金部分から進めていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

吉田(廣)課長。

吉田(廣)町民課長 福祉年金の予算について、説明いたしますが、その前に福祉年金担当の予算の中に、乳幼児医療費がそのまま入っております。

それで、この乳幼児医療費の積算につきましては、いま学校に行っている行っていないはわかりませんので、積算の中では重度医療に該当するかた、それとひとり親に該当する

かた、あと生活保護に該当するかたのみを除いて、あと残りの人数で積算していますので、もし学校に行っている行っていない関わらず出すということになると、予算自体は変わりませんので、この場で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 よろしくお願ひします。

吉田(廣) 課長。

吉田(廣)町民課長 それでは、説明をいたします。

56ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、前年度と比較しまして223万8,000円の減となっておりますが、その主な要因は、28節 繰出金の関係であります。

このほかの予算につきましては、前年度とほぼ同様となっております。

続いて、2目 国民年金事務費、前年度と比較しまして25万7,000円の減となっておりますが、昨年度13節 委託料で、年金生活者支援給付金支給に伴うシステム改修委託料 26万円を計上しており、今年度はそれがいないための減額となっております。

予算書、59ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費 1,960万6,000円で、前年度と比較しまして12万1,000円の減額となっております。

主な要因は、12節の役務費で、昨年8月診療分から国保の都道府県単位化に伴い、レセプト併用化になったことにより、請求事務手数料の一部を除き不要となったことで83万3,000円の減額となっており、13節 委託料では、レセプト併用化並びに元号改正システム改修の完了により、186万6,000円の減額となっております。

また、20節の扶助費で、30年度の実績見込みをもとに予算計上した結果、259万9,000円の増額になっており、差し引きで減額となっております。

予算書60ページと、予算説明資料19ページから20ページをお開きください。

7目 乳幼児医療費は1,003万3,000円で、前年度と比較しまして13万5,000円の減額となっております。

主な要因は12節の役務費で、6目の重度心身障害者ひとり親家庭等医療費と同様に国保の都道府県単位化に伴い、レセプト併用化になったことにより、請求事務手数料が一部を除き不要となったことで75万3,000円の減額、調査支払手数料が新たに発生したことに加え、18歳までの助成対象年齢の拡大により27万円の増額となっており、差し引きで47万9,000円の減額となっております。

13節 委託料では、18歳までの助成対象年齢の拡大に伴うシステム改修費を新たに予算計上しており、昨年度で完了したレセプト併用化並びに元号改正システム改修との差し引きで、19万3,000円の減額となっております。

また、20節の扶助費では、現行年齢までの助成額は30年度の実績見込みをもとに算定した結果100万5,000円減額するものの、助成対象年齢の拡大で157万6,000円増額しているため、昨年より57万1,000円の増額となっております。

63ページをご覧ください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費 298万9,000円で、前年度と比較して286万6,000円の増となっております。

主な要因は、第2期木古内町子ども・子育て支援事業計画の策定業務委託料や計画策定に向けた会議開催回数の増によるものです。

2目 児童措置費、13節 委託料で、私立保育所の運営委託料として9,793万5,000円を計上しております。

予算説明資料の15ページをご覧ください。

平成31年度において、各保育園に支払いを予定している運営委託料、いわゆる公定価格の積算根拠の資料となっております。中段の運営委託料の欄にあるとおり、木古内保育園が5,737万7,860円、永盛保育園が4,055万7,080円で、あわせまして約9,793万5,000円を予算計上しております。

1,189万4,000円の増となっております。

20節 扶助費で、児童手当分として2,901万円を予算計上しております。

123万円の減となっております。

予算説明資料の14ページに算出資料を添付しております。

続いて、歳入ですがよろしいでしょうか。

相澤委員長 お願いします。

吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 歳入について、説明させていただきます。

23ページをご覧ください。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金は、保育施設利用者負担金 1,098万3,000円を予算計上しております。

25ページをご覧ください。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 国民年金事務費負担金として117万円を計上しております。

2節 児童福祉費負担金は6,013万円、これは子どものための教育・保育給付費負担金とは保育所の運営費に関する負担金で、4,019万7,000円を計上しております。

児童手当負担金は、1,993万3,000円を計上しております。

28ページをご覧ください。

3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉費委託金の6,000円は、特別児童扶養手当支給事務取扱交付金です。

その下の15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金で、民生・児童委員活動費負担金が152万8,000円、民生委員推薦会開催負担金が2万2,000円です。

2目 児童福祉費負担金 2,344万5,000円となっております。

これは、子どものための教育・保育給付費負担金として1,891万円、児童手当負担金として453万5,000円を計上しております。

予算書の29ページをお開きください。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金で623万円となっており、重度心身障害者医療費の1,087万7,000円とひとり親家庭等医療費 158万4,000円をあわせた1,246万1,000円の2分の1で、623万円となっております。

4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金で19万円となっており、前年度より32万7,000円の減額となっておりますが、主な要因は歳出の重度心身障害者ひとり親家庭等医療費の役務費と同様に、8月診療分より国保の都道府県単位化に伴いレセプト併用化になったことにより、請求事務手数料が一部を除き不要となったことから減額となっております。

5節 乳幼児医療費補助金 155万7,000円となっており、乳幼児医療費の311万5,000円の2分の1、155万7,000円であります。

6節 乳幼児医療事務費補助金 9万4,000円となっており、前年度より7万7,000円増額となっておりますが、主な要因は国保の都道府県単位化に伴いレセプト併用化になったことにより、請求事務手数料と調査支払手数料が補助対象となったことにより増額しております。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 219万8,000円で、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金が76万円となっております。

予算書、38ページをご覧ください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の上から6行目、高額療養費繰替金が215万円となっております。

以上で、福祉年金の担当の予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

相澤委員長 説明が終わりました。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

予算書63ページ、13節 委託料、私立保育園の運営委託料ということで、昨年予算と比べて約1,000万円アップしてはいますが、単純に子どもの数が増えたということであると思うのですが、その中の資料番号2の15ページの1点教えてほしいのですが、処遇改善Ⅱ。この処遇改善というのは、具体的にどのような内容になっているのかというのを教えていただきたいです。

相澤委員長 吉澤主査。

吉澤主査 処遇改善というものについての説明なんですけれども、いまちょっと手元に資料がないので明確に回答はできないかもしれないのですが、これは保育士にかかる賃金の改善部分の手当てになります。ですので、運営に関わる加算ということではなく、この費用にかかるものは全て園長を除く職員に対する賃金の改善部分に充てられる経費になります。

相澤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。いまの説明で理解いたしました。保育園の先生も非常に賃金の部分も含めたり、小さい子どもを一人で何人も見るというそういう大変なお仕事ですから、この内容については理解いたしました。

その中で、平成31年ことし10月に、国策として3歳から5歳の子ども達が全て無料と。0歳から2歳の住民税非課税世帯と3歳から5歳が全て無料ということで、大体の大枠出たのですが、そのことによって本年度予算の中へのどのような影響が出るかというところ想定されているのかということ、想定の中でおそらく国の大枠プラス我が町独自で、保

育の支援に対する考え方というのも出てくるかと思うのですけれども、想定されているのかされていないか。もしされているのであれば、どのような考え方かというところをちょっとお聞きしたいです。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 鈴木委員のご質問です。

10月から消費税が引き上げられるということで、その財源を使って幼児教育の無償化が始まる予定です。町としてもいま現在、大枠しかわかりません。というので、31年度の当初予算については、例年と変わらない計算の仕方です、予算計上していただきました。

鈴木委員がおっしゃっているとおり、3歳から5歳の子どもについては、全額保育料が無料と。0から2歳児については、非課税世帯のみ無料ということになっています。

それで今後、詳細についておりてくるかと思えますけれども、町としましてはシステム改修も出てきます。なので、10月に間に合わせるとすれば6月定例会の時にこの部分での補正を上げなければ間に合わないということを考えていますので、その時に詳細がわかり次第6月定例会で上げていきたいと考えております。ただ、そこで間に合わなければ6月定例会以降の臨時会をお願いをしてやっていただくと、その時に提案をするということを考えております。無償化ですので、無償化になった子ども達の保育料は入ってはきません。

ただし、その中で国からきたものの考え方の中では、今年度に限り無償化で町がマイナスになった部分については、全額負担をするというような考え方を持っていますので、考え方しかいまわかりませんので、それも含めてわかり次第、6月または臨時会で補正予算を計上していきたいと思っております。

相澤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。内容については、私がいまここで質問するのはふさわしくないので、いま伝えたかったことは残り6か月くらいあるのですけれども、保育園をはじめ町の皆さんも非常に関心度が高いみたいで、私もそういう父母からの声を聞いたので、質問させていただきました。

最後にもう一つだけ、質問させていただきます。関連で予算には出てきていないのですけれども、委員長ちょっとよろしいですか。

相澤委員長 はい。

鈴木委員。

鈴木委員 昨年と一昨年たまに委員会で、町内保育園の認定こども園の話も進捗具合ですとかいろいろ報告いただいたのですけれども、昨年度も多田園長が死去されたり、いろいろ状況が変わったということでございます。本年度、そして本年度以降はどのような進みを、もちろん決定していないとは思いますが、どのような進みで担当課として考えているのかだけでもお教えいただければと思います。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 鈴木委員の話の中にありました、多田園長が亡くなったと。そのあとに、奥様が園長としていまやっているわけですね。それで、福祉年金担当としましてそのあと奥様が園長になったあとに、認定こども園をどうするのかということで、一度お話をしに行った経緯があります。その時には、亡くなったあとだったものですから、園の運営で手一杯であって、まだ認定こども園に移行するという事は、4・5年先のことだとい

うことで、はっきりは言いませんでしたけれども、当初1・2年のうちにということで考えていたものが延期と言いますか延びるということになりました。それで、たぶん認定こども園にする場合に、1・2年前からいろいろと作業が出てきますので、今後、近づいてきましたら福祉年金としましても協力をしながら進めていきたいなと思っております。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 いまの認定こども園の関係、確かに昨年・一昨年の状況からすれば、認定こども園に移行したいってすごくそういう意気込み、私も会って話すればそういうあれが伝わってきたのですよね。ですから、議会としてもできるだけ後押ししたい。あとは、町が認定こども園を例えば整備、相手がやってもいいよという意向があるのであれば、どういう部分がクリアすれば、認定こども園に移行が施設の整備なのか、いろんな条件というかあると思うのですよね。だからどの部分を軽減、例えば町がこの部分は援助しますというふうになるのかどうなのか。町長の執行方針の中では、認定こども園すら出てこなかったから、あまり取り組みの意向はないんだなっていうふうに思っていたのです。

ただ原課とすれば、やはり幼稚園機能も活かせるということで、幼稚園を新たに造るよりは認定こども園で整備したほうが極端な話、経費だってだいぶ抑えられるっていうそういう部分も試算しながら、町としてやはりそういうものが必要だっていうことであれば、もっと踏み込んだ議論すべきで、相手の意向を待つばかりでなく、一年でも早くその部分の条件整備も含めて進めるべきだっていうふうに思うのですよね。ただ、執行方針で出ていなかったからその議論はいまここでどうこうっていうわけにはいかなけれども、担当課としての認定こども園の姿勢というか、どうしたいんだっていう部分ももしあるとすれば、今後我々としても是非実現にバックアップしなきゃならないっていうふうに思っていますので、その辺の考え。どのような内部議論も含めて、したのかというふうに。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 認定こども園っていうのは、幼稚園機能と保育所と持った機能の保育園というのかそういう建物です。ただ、あくまでも社会福祉法人が経営するというふうな形なので、社会福祉法人がやりたいとやるんだということがなければ、なかなか進んでいかないということだと思っています。

また、もう一つの保育園もあるわけですけども、保育園についてはそういう意向がないと、最初からないということでもあります。

今後、子ども達が増えるということじゃなくて、減ることが目に見えていますので、最初に言ったとおり社会福祉法人ですので、社会福祉法人からがやるという意気込みがなければ、なかなか進んでいかないということだと思っています。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 予算書の63ページになります。

児童福祉費の総務費の中で、子ども・子育て支援事業計画を作ることになっています。

これは、見直しです。4年前ですか子ども・子育て会議を行って、保育園そして幼稚園へのニーズがあるという中で、いま課長が言いましたように、一つの園は保育園でいきますと。もう一つの園は、認定こども園を実施していきたいということで、ニーズに沿った事業展開をしていただく。町もそれについては、事業が計画実施段階になっていく中で、支援策を検討していきますというようなことにはなっておりました。ただ、先ほど来出

いますように、お亡くなりになっているということもあって、その後の経営者におかれては4・5年先というような話にはなっておりますけれども、地域のニーズというのはやはりあるわけですから、今回またこども・子育て支援事業計画の修正版を作っていく中で、実施段階等についても議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

以前、アンケート調査をやったかたのほかに、新たに子育てをされている保護者のかた等も出ておりますので、そういった方々の意向などもアンケート調査をする上で、再度、認定こども園を含めてあるいは保育園のあり方も含めて、協議検討する予定となっております。31年度で実施します。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 前回のこども・子育て支援会議の私も委員だったのですね。その時も当然ながら、私立の保育園が認定こども園にするかしないかっていう意向を町が応援するっていう形だったのですけれども、当時の委員長だったと思うのですけれども、亡き多田さんの口から出ていたのは、例えば私立でなくても自治体によっては町営で認定こども園を作っているところもあると。であれば、町として認定こども園を我々も私立でこれからの経営もどうなるかわからないって、町として経営するっていう考え方もあると。あるいは、町として認定こども園を作る考えを強くいろいろ方策を出してくれれば、我々もやりやすいという言葉あったのですよね。その話の中で、町としてわかりましたと。もう少し認定こども園について、強くいろんな案の出し方だとか認定されるための流れだとか協力しますっていう言葉あったのですよ。しかしながら、一つはやる、一つはやらないっていうバランスの関係もあって、町として一歩進めなかった。そのままの流れで、ここまできたっていう経緯だと思うのですよ。いま課長の言葉でも詰まったように、町として認定こども園に対する思い入れ、しっかりこれに変えていこうっていう気持ちが伝わっていない現状ですね。いま副町長も31年度でしっかりやるって言いましたので、こども・子育て支援会議の中で、もちろん私立の保育園の方々の考えもそうですけれども、町としてしっかりこの認定こども園を今後作っていくんだっていう考えを構想を持ってほしいなと私は思います。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 こども・子育て会議の中での議論をいま平野委員がおっしゃいました。

私の認識は違っております、町は建設あるいは事業を実施していく上で、支援はできますっていうことは言っていますので、それを受けて木古内保育園さんは実施をしますという、実施をするという意向を確認していますので、ただそれは前園長、経営者でした。

それがいま新たな経営者に代わって、法人でどのような方向になるのかっていうのは、先ほど課長から話があったとおり4・5年待つてほしいですから、そこの中では少しズレがとかだいたいズレが生じています。時期的なズレです。ですので一旦、木古内保育園がやるということを支援するという立場ではいましたけれども、少し立ち戻っていまの経営者の考え方も含めて、そして保護者の声をいただきながら、こども・子育て会議で結論を出していきたいという考え方でございます。

相澤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いま副町長から時期についてという答弁ありましたけれども、これあれですか。

こども・子育ての支援事業計画なのですけれども、その前にやはり新園長としっかりと

いま一度お話されて、なんかご答弁いただいているのですけれども、なんか伝わってこない部分があるのですよね。なんかそう感じる部分があるのですよ。

それで、5年ぐらいついておっしゃいましたけれども副町長、以前の委員会で子ども達が安心安全を守るためにと震災も昨年多かったのですよね。その中で、副町長からは1階建てですので、法的には問題がないというような答弁いただいて、そうかと。そういうことで私も耐震になっていなくても大丈夫なんだなって思っていたのですけれども、あと1・2年ぐらいで木古内保育園の子ども達の教室が80年経つらしいのですよね、建物が。

この間、園長とも話したのですけれども、例えばですけれども、5年後と聞きますと85年、ちょっと建物を年数考えた時に、大丈夫なのかってちょっと心配になるなっていう正直にこれは私の感覚なのですけれども。が一つと、あともう一つ確認したいのが、いま認定保育園文部科学省、整備する時に国が2分の1、町村4分の1、事業者4分の1の割合になっているかと思うのですけれども、これからの5年間の中でその割合が変わる可能性はないわけではないなとは思っているのですけれども、その辺りのたぶん補助の金額の割合に関してもおそらく我々よりも行政側のほうが情報はキャッチするのは早いと思うのですけれども。以上のことからできるだけ早急に、なるべく進めていただけたほうがよろしいかなと思うのですけれども、私はその2点の理由をそう思いました。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 先ほども課長のほうから打合せをした経過は、報告をさせていただきました。

経営を引き継いで混乱状況にある中で、現在のいわゆる入所している子どもさんを保育するのに手一杯ですと。そこまで検討する余裕がございませんという中では、待っているというのは事実です。ですので、お亡くなりになってから経営がされまして、既に半年以上経ちましたから、新年度に向けてはどういうお考えに立っているのか、それについてはまたお伺いしたいというふうに思っております。前園長からは、図面の作製の方向までいまは入っていますよという報告を亡くなる前にはいただいておりました。そこがどのように進んでいるのかというのは、ちょっと私もその後のことはどういう引き継ぎがされたのかというのがわかっておりませんので、でも準備には入っていたというのは事実でございます。

それと、建物の関係ですが、ホールについては昭和62年に全面改築を行っております。

園児さんの教室については、古くからということで80年ほどになるのかもしれませんが、木造で造られておまして何度も修繕はされているというふうには聞いております。

いま法人が進めようとしていたという中で今後、こども・子育てをどう進めていくのか、認定こども園の必要性というのは皆さんも認識されているとおり、我が町には幼稚園はございませんので、幼稚園を必要とする保護者への提供ができていないというのも事実ですから、これは隣町での幼稚園に通っていただいたというかたもいる中で、今後は認定こども園という二つが一つになった機能を持つ、保育園と幼稚園の機能を持つ施設でございますので、その経営について意欲を持っている事業者としっかりと協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますのが現状ですけれども、このあとアンケート調査もしますから、そのニーズによっては加速度が変わってくるのかもしれませんが。以上です。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 町の考えはわかります。ですけれどもやはり、いま少子化の中で先ほど鈴木委

員も言っていたように、5年先になったら考えるっていう。それは、そういう悠長はないと思うのですよね。ですからやはり町長、町長のこども園に対する意気込みと言いますかそういうものをやはり聞かないとなんと言うのだろう、我々もそれ以上いま事務方の説明の中では、相手があるから相手のほうはいまそれには取り組めないから4・5年待つてくださって。そういう悠長なことでもいいのかな、場合によっては箱物も。かって、学童保育を検討した時に、土地買って学童保育の施設を造るっていうそこまで踏み切って、多額な投資をしようとするそういう意気込み。やはりこの認定こども園に対しても場合によっては、そのくらいの町としてのやはり投資するくらいのそういう意気込みがあってもいいのかなっていうふうに思うのですよね。ですから、それを積極的に認定こども園を早期に実現させる進めるためには、町の考えもここに盛って相手との場合によっては、施設の改修で困るのであればいろんな制度を使って、残り町としても応援しましょうとかやはりそういう部分が必要なような気がするのですよね。いままでの議論含めて町長、認定こども園に対する町長の考えは、どうですか。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 私の言ったことに少し誤解があったのなら訂正をしなければなりませんので、最初に私から言わせてもらいます。

4・5年先になるというのは、行政が言っている話ではありません。ことし、アンケート調査もやってこども・子育て会議をやって、その中で必要性です。急ぐというような状況になれば、それは町としては進めていくわけです。そのことに対しては、ご理解をいただいているかと思います。また、幼稚園機能がないっていうのは、皆さんもご存じのとおりです。しかしながら、木古内町では保育園にお子さんを預けていただいて、十分に満足している評価をしている、保育園の保育に対して評価されるものだというふうに我々は思っておりますから、なぜそこで幼稚園がという話になりますと、幼稚園は午前中で子どもさんが帰ることができる。そういう機能の違いでありますけれども、保育園に対する評価というのは、大きなものを持っていますし、私はそこで木古内の子どもが不利益な状況を受けているというふうな認識は持っておりません。以上です。失礼しました。なぜ、じゃあ認定こども園って言うのでしょうか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時02分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの答弁いただければ、ありがたいのですが。

町長。

大森町長 これまでも町の方向性については、いま十分ご説明を終えているかと思いますが、これからの作業は住民の声を聞いていくということから、再度アンケート調査があります。また、こども・子育て支援会議の開催も予定しております。また、相手方の状況も変化をしているということなどから、それらの意見を聞いて進めていきたいと思っております。

ます。

相澤委員長 ありがとうございます。

竹田委員。

竹田委員 町長は、どうもやはり町長の考えが伝わってこないんだよね。進めていきたいっていうのはわかるけれども、認定こども園を木古内とすれば整備をしたっていう考えなのか、イエスかノーでいいですから。

相澤委員長 町長。

大森町長 これまでの議論の中にもありましたように、整備は進めていきたいとこのような考えを持っております。ただ、大きく変化していますので、十分意見を聞いてやりましょうということです。

相澤委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ほかにないですか。なければこれで終了したいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 これで終了します。

次に、住民担当、衛生費についての説明を求めます。

吉田(廣)課長。

吉田(廣)町民課長 それでは、住民グループ住民担当予算について、歳出よりご説明いたします。

46ページをご覧ください。

2款 総務費、1項 総務管理費、4目 交通安全対策費です。

こちらは、前年度と同様の予算計上となっております。

続きまして、60ページをご覧ください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費です。

1節 報酬、8節 報償費、9節 旅費については、前年度と同様の予算計上となっております。

11節 需用費の人権啓発活動にかかる支出ですが、これは地域人権啓発活動活性化事業として国から委託を受けて町が実施する事業で、花いっぱい運動の花苗等の計上額のうちの50万円、事業事務用品 1万4,000円、事業啓発用品で13万6,000円、合計65万円がこの事業の費用に係る分で、1月に計画書を提出しております。

なお、この事業経費は全額委託金で賄われます。

19節 負担金補助及び交付金の防犯灯電気料金と設置・補修助成金は、LED化が進んだことにより前年度より50万円減額した予算計上となっております。

続きまして、65ページをご覧ください。

3項・1目 災害救助費は、前年度と同額の予算計上です。

次に、67ページになります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、4節 共済費から9節 旅費までは前年同様で、需用費以降、業務所管替えにより、畜犬登録関係予算がこちらの科目に計上されています。

11節 需用費につきましては、安行苑の設備補修に係る費用が前年度より予算増となっ

ており、中でも1号主燃焼炉のセラミック全面張替が105万6,000円ほど見込んでおります。
増額の大きな要因となっております。

12節 役務費から13節 委託料は、前年同様です。

14節 使用料及び賃借料では、重機借上料、漁船借上料を新たに計上しており、これは海岸漂着物処理に係る費用分です。

19節 負担金補助及び交付金は、説明欄上から三つが住民担当所管分で、空家等解体除却補助金は昨年より5件分少ない15件で計上しております。

続きまして、69ページをご覧ください。

4款 衛生費、2項 清掃費で、清掃関係の費用となります。

最初に資料の説明をいたしますので、説明資料の10ページをご覧ください。

1番、ごみ収集量の推移として、平成25年度から29年度までを記載しております。

合計欄の下、町民1人当たりの年間ごみ排出量は昨年比12kgほど減となっておりますが、ペットボトルの集団資源回収ができなくなった分、今後この数字は若干増えるものと予想されます。

下段には、可燃ごみの月別排出量の推移を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

資料の11ページをご覧ください。

上段に、平成25年度から29年度までのし尿収集量の推移を記載しておりますが、平成29年度で約436万8,000キロリットルとなっており、前年との比較で25万2,000キロリットルほど減となっております。

次に、資料の12ページをご覧ください。

平成27年度から31年度までの渡島廃棄物処理広域連合と渡島西部広域事務組合の負担金の推移となっております。

渡島廃棄物処理広域連合の負担金の内訳は、記載のとおり、管理費、施設建設費、施設維持費で、前年比では247万4,000円の増額となっております。

下段の渡島西部広域事務組合の負担金の内訳については、記載のとおりで、負担金の合計欄にあるとおり、各年度の事業内容により負担金額に増減が出ております。

31年度の当初予算額は、7,338万8,000円となっており、前年度と比較して約530万円の減額となっております。その主な要因は、ごみ処理経費の再生処理費で、367万円の減額となっております。

次に、13ページをご覧ください。

ごみ袋等の販売収入と作成費用の内訳を記載しております。

上段の歳入内訳一覧の左側の列に各種類ごとの31年度当初予算額を記載しており、合計で765万4,000円となっておりますが、その積算の方法については、各種類ごとに一番右側に記載してあります、29年度の販売枚数の実績を参考に積算しております。

中段には、ごみ袋販売にかかる委託料を記載しておりますが、ここで大変申し訳ございませんが、数字の訂正をお願いいたします。

ごみ袋等販売委託料の当初予算計上額 73万3,000円とあるのは76万6,000円とし、その下にある平成31年度歳入予算 766万円×10%で、76万6,000円となります。

下段には、各種類ごとの作成費用を記載しております。

ここで昨年と比較していただきたいのは、作成単価でございます。これは、袋作成の原料となるポリエチレン・ポリプロピレンの価格が上昇しているため、値上げせざるを得ないということで作成予算が増となっております。

予算書、69ページにお戻りください。

11節 需用費の部分は、ただいまご説明したとおりでございます。

12節 JANコード登録料は、28年の初年度登録から3年が経過しましたので、今年度が再登録年にあたるものです。

2目 ごみ処理費、13節 委託料は、ごみ収集車両購入費用を平成26年度から5年間上乘せをして支払っておりましたが、昨年で終了となりましたので、減額となっております。

18節 備品購入費では、不法投棄監視カメラ1台の購入を予定しております。

次に、歳入をご説明いたします。

23ページをご覧ください。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料 140万円は、木古内、知内の火葬場の使用料です。

25ページをご覧ください。

2項 手数料、3目 衛生手数料、1節 保健衛生手数料 766万1,000円、一般廃棄物処理許可書及びし尿浄化槽清掃発行に伴う手数料が7,000円、ごみ手数料については、765万4,000円を計上しています。

2節 畜犬手数料は、11万9,000円です。

27ページをお開きください。

14款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務委託金、1節 総務費委託金の地域人権啓発活動活性化事業委託金 65万円は、先ほど歳出の住民運動費のところでご説明した事業にかかる委託金です。

29ページをご覧ください。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、消費者行政推進事業補助金として13万5,000円を計上しております。

30ページをご覧ください。

3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金の道公害防止委託金 1万5,000円です。

38ページをご覧ください。

20款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入 493万5,000円で、前年度と比較して103万2,000円の増となっております。

説明資料、11ページをご覧ください。

下段に木古内、知内両町の火葬場利用状況を記載しております。

備考欄に記載してあるとおり、新年度の歳入予算は、平成29年度の実績を参考に按分して積算しており、知内町の負担割合は、人口割51%、利用割45%となっております。

38ページをご覧ください。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 住民担当分としまして、7番目の北海道戦没者追悼式参加助成金が9,000円と次ページ下から2番目の雇用保険繰替金 27万5,000円のうち、安行苑管理人2名の本人負担分 1万5,000円が予算に入っております。

以上で、住民担当の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

相澤委員長 ありがとうございます。

衛生費について、説明が終わりました。質疑等ございましたら上げていただけますか。

新井田委員。

新井田委員 新井田でございます。

予算書69ページなのですがすけれども、ごみ処理費の中で18節 不法投棄監視カメラ購入で2万3,000円、金額小さいのですが、これって場所はどこなんですか。なんか決まっているのですか。決まっていると思うのだけれども、ちょっとその辺確認します。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 この場所は中野橋、ここは何回も頻繁に不法投棄がありまして、ここの予算で付けたいと思っております。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 いま課長のほうから私の場所がちょっと違えば、いま中野の話ももう再三結構聞いているという話聞いていたので、その辺の対応はどうなんだというちょっと思いもあったのです。いま言ったように、中野橋というのは非常に不法投棄が多くて、定期的になんか投げるといような話も実は聞いていたのですよ。私の耳にもちょっと入ってまして、そんなことで場所はどこだろうって思いがあったのです。ただ、この2万3,000円っていう金額がダミーじゃないですよ。対応できる内容になっているのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 監視カメラにつきましては、カメラの中に録画するような仕組みになっています。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 ということは、つまり具体的にズームもできたり、ズームというかSDカードかなんかでなのかな。そういう部分での何というか人相確認ぐらいまで、あるいは車の番号ぐらいまで引っ張り出せるような位置的な部分もあるだろうけれども、そういう機能も入っているということですよ。やはり投げた本人が確認できなければ、まずまずいっということだから、やっている意味がないってことだから、その辺のちょっと対応も聞きたいです。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 自動的にズームになるというのはちょっと書いていないのですが、LEDライトが42個小さいのが付いていまして、暗くてもしっかり撮影をするということで、書いております。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 設置予定は、例えば4月になるとか5月になるとかっていうようなのは、その辺はどうなのでしょう。ざっくりで結構でございます。何月くらいということ。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 新年度入りしましたら、1日でも早く付けたいなと思っております。

相澤委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 67ページの使用料、重機借上と漁船の借上で、なんか海の清掃とかというふう
にちょっとメモしたんだけど、違ったのかな。聞き漏らした部分もあったものだから、
再度説明願います。

それと、46ページの交通安全対策の中で、対策費には直接関係ないけれども、きょう町
長、副町長いますので、聞く場面がなかったものですから副町長、自動車学校の件どうな
っているかもし交通安全絡みの中で、確認したいっていうふうに思っています。

それから、ごみの関係で以前から副町長なんか随分詳しく知っていると思うのですけれ
ども、先般、2月に渡島西部広域の定例議会が終わりまして、その報告資料いただきました。
その中で、ずっと見てきて衛生センター設備整備基金積立、これの考えはずっと8年
前に議会に行った時の一般質問等もしたのですが、この汚泥処理の手数料これの考えって
やはり副町長、改めるべきではないのだろうか。ここでどうこうっていう議論する場では
ないと思うのですけれども、ただ考え方だけ。今後、どういう進めをするかっていう考え
もありますので、いま考えている部分があればちょっと。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 自動車学校の件ですが、残念ながら前に進んでいる状況にはございません。

前にお話をしましたが、自動車学校協会の渡島支部のほうに出向きまして、経営を継承
していただける事業体がないかどうかということで、お願いをしております。それは、3
週間前になるのですが、今週、そして先週と協会の支部長さんに連絡を取っております、
なかなか厳しい状況ではあるけれどもということで、もう少し待ってくださいという回答
になっておりますので、私としては良い返事がきてほしいなという期待はあるのですが、
厳しい状況に。その支部長さんとの話の中では、向こうのほうもこの地域で非常に困って
いる、それは新規取得者だけじゃなくて、高齢者の皆さんの講習についても困っています
よねと、何とか応援はしたいのですがという言葉とともに、現経営者の森の自動車学校さ
んが4月末で閉鎖をするという考え方に立っているということも含めて、時間がない中
ですから早めに回答はしますが、もうちょっと待ってくださいというのが今週の電話した中
での返事でした。ですので、週明けたらまた私、電話したいというふうに思っております。

それと、渡島西部広域事務組合の中の衛生事業で、汚泥の手数料の中に事業者への支払
の分と積立分ということで、組まれています。それは、十円二十銭の内訳なのですけれど
も、四円八十銭が今後の施設料老朽化に伴う積立金と基金ということで、積み増しがされ
ていっています。これは、考え方だとは思いますが、そこを清算して毎年還付と
言うのですか戻していただくのも方法なのですが将来、大規模修繕あるいは小規模修繕と
お金がかかっていくわけですから、基金として積み立てておくことについては、四町の共
同認識の中でご承認をいただいていますから、そこは良いだろうというふうに思っていま
す。ただ、議員も心配されていたのは、それぞれの町によって取扱量が違うのだから、多
く積み立てたり少なく積み立てたりしているという実態はあるでしょうと。それをプール
にできないのかというようなご指摘もあったわけなのですが、修繕のかかった費用に
ついては、これ負担方法ってありますから、そこはしっかりと納めている各町が積み立て
ている中から清算行為をしていくという考え方になっております。なかなか積み立てた金
額はみんな一緒なのだから、それをプールして清算したらいいじゃないかということは、
木古内からは言いづらい状況はあります。積立額が一番少ない状況ですから、うちは。そ

ういった中で、議会議論もそのようにされていますから、いまのところはその議論をお願いしていくという考え方に立っておりません。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 67ページの使用料及び賃借料の重機借上、漁船借上の関係ですけれども、30年度までは産業経済課で、漂着船の関係です。それは、産業経済課のほうで予算はうちの衛生のほうに予算を組んでいましたけれども、仕事をするのは産業経済課のほうでやっていました。それで、あくまでも漂着船につきましては、一般廃棄物という考えの中で、新年度からはうちの住民担当のほうで仕事をするということで、所管替えになりました。そのことで、ここに予算は付けております。あつてはほしくないのですが、もしあった場合にここから支出をするということです。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 副町長から多くは議論はしませんけれども、やはり何と言うのだらう、衛生センターの施設の改修等あった場合に、四町で清算は按分するわけだ。そして、その時にこの積立金をそれぞれの町村の持ち分として差っ引くから私はおかしいだらうっていうようなことで、議論ずっとしてきたのですよね。それをプールで例えば30年度の積立、松前が410万円、福島が470万円、知内が19万円、木古内が96万円と。この基金の積立が少なければ、同じセンターの改修する時に500万円の負担だとすれば、基金の多いところはもう何十万で済むわけだ、負担が。木古内は500万円であれば、510万円負担しなきゃならないっていうそういう部分がやはりこれから議会含めた部分、行政からなかなか言いづらい部分も今日までこういう条例っていうかそういう部分で定めた部分であれしたのですが、ただやはり今日までおかしい部分は訂正すべきだっていうふうに思っていますので、これはどこかの時点でまた議論したいなと思っています。

それといまの漂着船の部分、これやはり原課、例えばいままで産経から引き継ぎした予算だからと言うのでなくて、産経はこういう根拠で例えば重機の借り上げ10万円、それから漁船の借り上げ4万5,000円って出てきた。だけれどもやはり、今回のあちこちのいろんな部分も踏まえて、町民課で積算したら重機の借り上げ最低100万円必要だ、すぐ対応するためには100万円必要だってくらいのそういうメリハリつけて、最終的にそういうものの実態がなければ不用額というふうにするべきでないだらうかなという考え方として、予算の組み方として。そうでなければ、また予算を追加しなければ整理できないっていう実態がまたこれ出てくるような気がするのですよね。その辺の今回の10万円と4万5,000円は、これはこれとして産経から引き継いだバトンタッチした予算だっていうことですからわかるのですけれども、今後そういう部分も踏まえて予算計上していただきたいということを申し添えておきます。

相澤委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 私のほうから交通安全対策費、これいいですよお聞きして。毎回、委員会でもちょっと話は出たはずなんだけれども、要はみそぎ浜の監視塔ございますよね。あれは、交通安全推進委員会の管轄なのかな。安全協会の管轄で、この交付金9万円付けて、これは全く活用は別な意味合いの金額ですよ。非常に交通安全に関しては、我が町長も非常に重大な事項だということで、特に街頭啓発に関わる部分に関しては、いの一で車

に乗って頑張っただけというようなことで、とにかく意欲的に動いていただいているのが現状だと思うのです。そういう中で、やはり塔の活用をもうちょっと行政としても、行政なのかこの交通安全協会との連携というのはやはり必要だと思うのですよね。我が町にある中で、高見台ぐらいのイメージしかないのだけれども、垂れ幕を張るとか前も言ったように、あるいはアピールする方法を見出すとか、その辺の使い道というか考え方というのは、未だにいくらでもいいから計上できるようなスタンスにならないのかな。ちょっとその辺の見解をお伺いしたいのだけれども。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 交通安全監視塔に関してのご質問でございます。

従来もお答えはしている安全協会との連携ですね。そこについて、もう少し中と言いますか安全協会と協議を進めていかなければ、なかなか前に進んでいないという状況でございますので、しっかりと協議を進めてまいります。大変申し訳ないのですが、昨年の安協の総会に私参加していませんでした。このあと会長とも協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、残すにしてもお金と言いますか費用が必要ですし、改めるにしても費用が必要だと思っておりますので、そここのところの負担具合なども協議をしなければ前に進んでいかないと考えていますので、率直なところの意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 いま、副町長からご答弁いただきました。要は、ばらすとかばらさないというよりも現状の部分の中でいけば、やはり使い道はもっともっと考え方ではあるはずなので、そうすると運転されるかたにもアピールするものも当然出てくるだろうし、気をつけなきゃいけないねとかそういう部分ってなんか手をやると当然、皆さんが見てまづいってというような部分もあるわけなので、いままで見ていると大変くどいように申し訳ないのだけれども、なかなかそういう手段がなかったということで。ただ残念なのは、担当課のほうからズバリというかいまこういう考えでいるっていうのはちょっと答弁はいただいたけれども、副町長が代弁してくれましたので、やはり現状のままであればどうやって活かせるとか、多いにその辺は。あのままだとなんか室の持ち腐れでどっちつかずなわけですから、交通安全という位置付けの中でいけば、もっともっと活用する手段はいっぱいあると思いますので、一つ努力していただきたいと思います。

相澤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 なければ、終わりたいと思います。

それでは、町民課の皆さん、ご苦勞様でした。どうもありがとうございました。

50分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時50分

(3) 保健福祉課

**議案第23号 木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する
条例制定について**

**議案第25号 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について**

相澤委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課の皆さん、ご苦労様です。大変遅れて申し訳ございません。

それでは早速、進めていきたいと思えます。

改正議案のほうから進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 保健福祉課、羽沢です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第23号 木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、介護保険法に定められている介護予防・日常生活支援総合事業において、現在実施しております生きがい活動支援通所事業、及び生活管理指導短期宿泊事業のサービス提供が可能なることから、この二つの事業を廃止し、当該条例の改正を行うため制定するものです。

それでは、資料番号1 18ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

左側の現行の第3条にある(1)から(3)の事業のうち、(1)生きがい活動支援通所事業、(2)生活管理指導短期宿泊事業を削除し、現行の第3条、及び第4条を右側の改正後はまとめて第3条とするものです。

以降、改正後は全て1条繰り上がりとなります。

資料の20ページをご覧ください。

現行の第7条の手数料にかかる規定を第3条の改正に伴い、生きがい活動支援通所事業、及び生活管理指導短期宿泊事業にかかる手数料の規定を削除するものです。

なお、附則としましてこの条例は、平成31年4月1日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願ひいたします。

相澤委員長 この件について、何か質疑ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、次に進めていきたいと思えます。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 それでは、議案第25号 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令により関係条例の改正を行うため制定するものです。

それでは、資料番号1 23ページをご覧ください。

1の改正する条例につきましては、(1)から(5)に記載のとおりです。

(1)につきましては、議案の第1条、(2)につきましては、議案の第2条、(3)につつま

しては、議案第3条、(4)につまましては、議案第4条、(5)につまましては、議案第5条に記載とおりです。

次に、2の改正する理由につまましては、厚生労働省令の改正によるものです。

次に、3の改正された省令につまましては、(1)から(3)に記載のと通りの省令です。

次に、4の改正内容につまましては、大きく4点あります。

1点目は、共生型サービスの創設です。これは、高齢者と障害者などが同一の事業所での利用が可能となるサービスとなります。ホームヘルパー、及びデイサービスなどが対象となります。

2点目は、介護医療院の創設です。

これは、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とする施設サービスです。介護療養型医療施設などからの転換が見込まれております。

3点目は、看護小規模多機能居宅介護に診療所の参入が可能となることの改正です。

これまでの基準を緩和し、開設にあたって医療法人格が不要となりました。

4点目は、主任ケアマネの経過措置規定の改正です。主任ケアマネの更新に係る基準の改正などとなります。

次に、資料の24ページからの新旧対照表に先ほど申し上げました、1点目の共生型サービスの創設についてを24ページから39ページまで、2点目の介護医療院の創設につまましては、39ページの下段から99ページまで、3点目の看護小規模多機能居宅介護の基準緩和につまましては92ページ、4点目の主任ケアマネの経過措置規定の改正につまましては、93ページから99ページにかけて新旧対照表により改正内容を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、附則としましてこの条例は、平成31年4月1日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

相澤委員長 提案理由の説明が終わりました。これについて質疑等ございますでしょうか。竹田委員。

竹田委員 この中でわからないのが、資料の23ページで改正内容で介護医療院の創設、それと看護小規模多機能型居宅介護施設。これは、町長の執行方針の中でも小規模多機能型の施設の整備について、進めていきたいという部分なのだけれども、いま小規模多機能型の例えば規模。現在、担当課で考えている構想っていうかそういうものがあれば、いまはこういうふうなこういう考えですと。実際、来年度着手するとなったら具体的な予算だとか場所だとかいろんなことが出てくる中では、また再度変わりうる要素もあるかもわからないし、その辺の構想等についてちょっと。

相澤委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 いまの小規模多機能型の現段階での構想なのですが、小規模多機能型は登録定員制でございまして、国の基準で最大が29人の登録、実際大きく分けましてデイサービス部門と宿泊部門があるのですが、デイサービス部門が1日最大18名、宿泊部門が最大9名までできます。いま担当課といたしましては、最大規模のものをベースに検討をしているところでございます。以上です。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 当然、これはいま構想にある地域密着型例えば包括ケアシステムの一つの一貫

だっというふうに思うのですけれども、いま考えているこの設備については、一応構想的には来年という考えなのかどうか。

相澤委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 介護保険事業計画におきましては、平成32年度中の開設を目指しているところでございます。したがって、来年度平成31年度中には、全ての具体的な構想をお示しできると思います。前段で大まかなものが決まりましたら、常任委員会等々で議員の皆様にご説明を申し上げたいと考えております。以上です。

相澤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、ここで閉めたいと思います。

それでは、保健総務費ほかの予算のほうお願いいたします。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 それでは、保健推進グループ所管分の一般会計につきまして、ご説明いたします。

保健推進グループ所管につきましては、まず2点ほど先に、まず平成31年度からはインフルエンザの予防接種を高校生以下、18歳以下全てのかたを無料ということで拡大で実施していきたいと考えております。

二つ目といたしまして、出生数ですけれども、これまで予算上は全て期待を込めて20人ということで見込んでおりましたが、ここ数年10人前後ということで推移しておりますので、31年度からは15人での見込みとしているということで積算を行っております。

それでは、予算書の58ページから59ページにかけてご覧ください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費 2億350万円です。

前年よりも1,700万ほど増加しております。

増えた要因といたしましては、13節 委託料の中の日中一時支援事業委託料、これが利用実績の増により52万円ほどの増、また59ページの20節 扶助費にあります障害者自立支援医療費、これが利用実績の増により336万円ほど増となっております。

また、障害児通所給付費、障害者介護給付訓練等給付費につきましては、それぞれ増加しておりますので、資料番号2の29ページに積算根拠を記載しておりますのでご参照ください。

そのほかの節につきましては、前年度と同様となっております。

次に、予算書の61ページを一番上の表をご覧ください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、9目 障害支援区分認定審査会費 94万8,000円です。

前年度と同様の予算計上でございます。

次に、同じく下の表になります。

10目 福祉施設管理費 1,099万7,000円、前年よりも163万円ほどの増となっております。

増えた要因といたしましては、15節にある工事請負費 165万円です。旧老健の1階ボイラー室にあるのですけれども、そこに暖房用ヘッダーという機器がいま現在も応急処置で対応している状況で、すぐに交換しなければならないということで、新年度この工事に取りかかりたいということで予算計上しております。

そのほかの節につきましては、前年度と同様です。

次に、予算書66ページをお開きください。

66ページの上の表、4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費 4億1,578万5,000円です。前年よりも2,780万円ほどの増加となっております。

増えた要因といたしましては、病院事業会計の負担金が2,860万円ほど増えたということが上げられます。

そのほかの節は、前年度と同様となっております。

次に、66ページの下の方から67ページの上の方にかけて、2目の予防費 2,401万9,000円です。これも前年よりも220万ほどの減という形となっております。

減った要因といたしましては、13節の委託料 各種がん検診、予防接種委託料の実績見込みによるものです。

委託料に計上しております、各種がん検診の積算根拠につきましては、資料番号2の28ページに、また各種がん検診の受診率につきましては、資料の30ページに記載しておりますので、ご参照ください。

次に、予算書68ページの下の方の表になります。

4目 保健活動費 67万9,000円、前年より6万円増えております。

ほぼ前年度と同様ですが、18節の備品購入費 訪問用のヘルスケアバッグの購入を5万2,000円で計上しております。

以上で、保健推進グループの所管の歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたします。

予算書の23ページをお開き願います。

二つ目の表になります。

12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、3節 障害支援区分認定審査会共同設置負担金 72万8,000円、松前・福島・知内町との共同設置による3町の負担金となります。

次に、予算書25ページ下の表になります。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち障害者介護給付・訓練等給付費負担金 9,131万6,000円と障害者自立支援医療費負担金 798万4,000円でございます。

これは、障害者の介護給付費に対する国の定率2分の1の負担となります。

次に、予算書26ページをお願いいたします。

2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 8万2,000円、療育医療に対する国の負担、2分の1の負担となっております。

次に、三つ目の表になります。

2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち生活支援事業補助金 140万7,000円です。

生活支援事業、日常生活用具の給付などに対する国の2分の1の負担となっております。

次に、予算書28ページをお開き願います。

真ん中、二つ目の表になります。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち障

害者介護給付・訓練等給付費負担金 4,565万8,000円、それと障害者自立支援医療費負担金 399万2,000円、これは障害者の介護給付費に対する道の4分の1の定率の負担となります。

次に、2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 4万1,000円、療育医療に対する道の4分の1の負担でございます。

予算書、29ページの二つ目の表になります。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち生活支援事業補助金 70万3,000円、生活支援事業、日常生活用具給付など等に対する北海道の4分の1に負担となっております。

次に、3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金のうち健康増進事業補助金 32万5,000円と妊産婦安心出産支援事業費補助金 11万4,000円です。

健康教育などに対する道の補助、それと妊産婦の通院にかかる交通費を支援する補助金となっております。

予算書、39ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目 3節 雑入のうち、39ページの上の表の上から6行目になります。

保健事業等本人負担金 11万7,000円、次のグループホーム維持管理負担金 526万円、それと障害者サービス等利用計画相談給付費 30万6,000円が保健推進グループの所管分となります。

以上で、保健推進グループ所管の歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

相澤委員長 説明が終わりました。質疑等ございますでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 いま町のほうでは子育て支援等の中で、かなりサービスが充足してきているという実感をしています。やはりいま町政広報を見ても生まれるかたがゼロで、亡くなるかたが連記されているというそういうご時世。それで、67ページの負担金で妊婦安心出産支援事業、これ妊婦ですから妊娠したら50万円くれるという事業だったかな、どうだったか。

相澤委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 お答えします。これは、妊産婦さんが通院する際に交通費がかかりますので、それに対する補助ということで、お一人お一人に1回いくらということで補助しておりますので、ご理解ください。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 そうしたらこれ一人分の単価ではなかった、何人分かまとめていると。そこで、今年度はいま当初では間に合わないのだけれども、補正でいいですからやはり子どもを産んだら例えば金額は別に、出産手当金として50万円くれるとかそういう大胆なやはり発想ってできないですか。

相澤委員長 ほかにあれば。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、この部分についてはこれで閉めたいと思います。

退席する間、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時12分

相澤委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

老人福祉費について、羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 それでは、介護福祉グループ所管分につきましての一般会計の予算につきまして、ご説明いたします。

先に2点ほど、まず新規事業といたしまして、介護職員初任者研修委託事業、昔の旧ホームヘルパーの2級講習にあたるものですが、これを実施したいと考えております。

詳細につきましては、このあと説明いたしますが、研修を通して町内の介護保険事業所へ勤務していただくことや、家族介護などを上での知識や技術を身につけていただくこと、さらには介護などのボランティアのきっかけになればと考えております。

2点目です。

高齢者入浴無料券交付事業につきましては、29年度から75歳以上、30年度は70歳以上のかたを対象に事業を実施しておりますが、交付率や利用率は非常に低調に推移しております。3年目を迎える平成31年度の予算計上につきましては、対前年度の50%程度となっております。

それでは、歳出からご説明いたします。

予算書の56ページの下段から57ページにかけてご覧ください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 1億6,778万5,000円です。

前年より、162万円ほどの増となっております。

いま申し上げましたように、新たな事業といたしまして、13節の委託料の一番下に介護職員初任者研修委託料、これを200万円計上しております。

資料番号の2、32ページをご覧ください。

32ページに別紙1といたしまして、介護職員初任者研修の実施について(案)ということで、資料を添付してございます。

まず1番、研修の概要でございます。

目的、先ほど申し上げましたように介護に携わるものが最低限の知識・技術などを身に付けて、介護業務を行うことができるように目的といたします。

研修内容につきましては、厚労省の通知に基づきまして、北海道が定める研修実施要綱に基づき実施をしてみたいと。時間については、130時間、期間は8か月以内と。

2番、実施方法でございます。

目的は、①・②に記載のとおりで、受講対象です。まず①としまして、町民です。

要件といたしましては、中学校を卒業した木古内町民、高校生以上ということになりますが、プラス高校生につきましては、下宿している学生などで住所を持っていない場合もありますので、保護者が木古内町民であれば、そのかたの受講についてもお受けしたいというふうに考えております。

②といたしましては、町内の介護事業所に勤務する町外の在住者ということで、勤務先

からの推薦をいただいた中で、お受けしたいというふうに考えております。

受講定員です。20名を上限として、予算計上しておりますので、そこを定員として考えております。

実施形態につきましては、道南地域、北海道でも研修を実施しているところがございます。その事業所に対して、事業者に対して委託をしていきたいと。場所については、木古内町健康管理センターの一番広い教室でやりたいというふうに考えてございます。

受講費用です。

①の町民、これは5,000円です。テキストが5,000円から6,000円程度のものになりますので、5,000円程度負担していただきたいと。また、町外の事業所から勤務先からの推薦をいただいた町外のかたにつきましては3万円、費用が一人あたり9万円近くかかりますので、概ね3分の1程度の研修費用を負担していただくということを考えてございます。

期間は、3・4か月の平日を除いた土日を中心に、集中的に行っていきたくと考えてございます。また、何らかの事情で受講者のかたが受けられなかった研修があった場合、備考に書いておりますように、補講につきましては必要に応じて他町で実施される研修を利用するというので、平成31年度はこの近くでいきますと江差町や瀬棚町でも同様の研修を実施するというのを確認しておりますので、そちらのほうでもうちで受講できなかった部分につきましては、補講を受けられますよということで、実施していきたいというふうに考えております。

それでは、予算書のほう56ページから57ページに戻ってください。

56ページ・57ページの老人福祉費の1億で、増加した要因がそのほかに20節の扶助費 老人福祉施設入所者の措置費、これが193万3,000円増えておりまして、現在1名の措置を行っておりますが、これが2名になる予定ということで増えております。

また、28節の繰出金 介護保険事業特別会計繰出金も571万6,000円ほどの一般会計からの負担増ということで、費用が増加してございます。

また、減った部分もございます。

13節の委託料におきましては、生きがい活動支援通所事業委託料、先ほどの条例で廃止いたしました事業で130万円の減額、また19節の負担金補助及び交付金 高齢者等入浴無料券負担金では、347万8,000円ほど前年度よりも減っているという形になっております。

また、同じく介護サービス利用者負担軽減事業補助金も利用実績に基づきまして、対前年よりも244万5,000円の減額となっております。

次に、予算書57ページ下の表から58ページ上の表にかけて、4目 在宅介護支援費 168万6,000円です。前年より16万7,000円の増となっており、在宅介護サービスセンター運営費の費用となっております、前年度と同様の予算計上となっております。

以上で、介護福祉グループ所管の歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたします。

予算書の23ページをお開き願います。

上から二つ目の表になります。

12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 162万6,000円、前年より102万9,000円の増、養護老人ホーム利用者の1名から2名に増加する分の負担金の増です。

次に、25ページの上の表をご覧ください。

一番上です。13款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料、1節 福祉手数料 75万円です。

除雪サービス利用者の150人分の負担金を計上しております。

次に、25ページの下の表になります。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、4節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 371万8,000円です。

軽減した介護保険料の2分の1を国が負担するものです。

予算書の28ページの真ん中の表をお願いいたします。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、5節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 185万9,000円、軽減した介護保険料の4分の1を道が負担するものです。

次に、予算書の29ページ、真ん中の表になります。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金 630万4,000円です。

老人クラブの運営に対する補助金と介護サービス利用者負担軽減に対する補助金という内容になってございます。

次に、予算書の39ページをお願いいたします。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入のうち下から3行目でございます、在宅サービスセンター管理収入 45万7,000円が介護福祉グループの所管分となります。

以上で、介護福祉グループ所管の歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

相澤委員長 説明が終わりました。質疑等ございますでしょうか。

新井田委員。

新井田委員 ちょっとお尋ねします。

予算書の57ページなのですがすけれども、いまの老人福祉費の19節にあたりますけれども、前回もちょっと聞いたのですがすけれども、高齢者等入浴無料券負担金ということで、今回361万2,000円の計上になっていますよね。前回、昨年は約100万円くらいの計上されていたのですがすけれども、この辺の内訳っていうかどんな見方になっているかわかる範囲でお知らせください。

相澤委員長 阿部主査。

阿部主査 31年の高齢者入浴無料券の積算根拠でございますが、70歳以上の高齢者と障害のかた含めて、1,505名という積算があるのですがすけれども、その方々の利用見込みを40%見込んでございます。昨年は80%を見込んでおりましたが、実績が低迷しているということで、減らした予算計上となっております。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 かなり落ちましたね、要は。ということは、実績がかなり落ちているという内容になるんじゃないかと思うのだけれども、そうですね実際。思った以上に利用者がいないというようなことだと思うのですがすけれどもね。前回は、いろんな手当の中で大いにPRしながら、一人でも多くのということと言った経緯があったと思ったのですがすけれども、なかなかやはり相手のあることですから、この辺がちょっと一様に上手くいかない部分あるのかと思いますけれども、この辺もまた予算計上の中で上手く消化できるようにお願い

したいです。

それともう一つ、56ページの金額は40万円の計上なのだけれども報償費、100歳の記念品ということで、これ4人分だと思えるのですけれども、私の知っている範囲では泉沢にも1人100歳になるかたがいるのですよ。これは、例えばちょっと聞きたいのですけれども、誕生日になってからのお祝いというような形を取っている、当然そうなのでしょうね。その辺聞きたいのですけれども。

相澤委員長 阿部主査。

阿部主査 ただいまの質問でございますが、誕生日到達した当日に本人の事情がない限りは、当日に交付するというところでございます。それであると、ことしについては土日・祝日とございましたが、それ関係なく交付しているというような状況です。

あと、資格要件ですけれども、3年間町民として継続して在住している者ということも要件としてございますので、どこからかすぐ転入してすぐいただきたいということは、ちょっと無理となっております。

相澤委員長 新井田委員。

新井田委員 ありがとうございます。因みに参考までに、この4名の目安のかたっているのは、この地域の名前はもちろんあれですけれども、例えば本町に1人だとか釜谷に1人だとかとそういうそのぐらひは教えていただきたいのですけれども。

相澤委員長 阿部主査。

阿部主査 いま地区名まではちょっとないのですけれども、いまのところ施設に入っているかたが1名で、そのほかは在宅でご家族と暮らされてるといったかたが3名の予定でございます。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時35分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに何かございますか。

竹田委員。

竹田委員 先ほどちょっと声出した、57ページの社会福祉協議会に対する補助金の関係。

ただ、今日の実態はちょっとあまり社会福祉協議会の状況わからないのですけれども、去年ですから一昨年かな、いろんな声を聞くとかなりどうして厳しいのかという部分は、細かいことはわからないのだけれども、社会福祉協議会の運営がかなり厳しくなっている。

それで、いままであった基金を取り崩してのつなぎというかしてきているっていう。やはりここ何年間そういう基金の取り崩しで、社会福祉協議会の運営をやっているような状況だったと私達3年くらい前に社協に関わっていた部分からずっと引きずっているのかなというふうに思うのですよね。だから、町として社会福祉協議会、ここでいつまでも例えばそういうことで、いつかの時点でやはり基金だって底をつくわけだ。なくなってしまって、そうしたらその部分の穴空いた部分をどうするんだってそういう時期がくるんでないかと

思うのですよね。ですから、いまから若干基金蓄えがあるうちに、こうだよあだよという部分の町としてできる手立てがないのか。それは、相手あるから町と社会福祉協議会とのいろんな話し合いとか、ある部分では町も強く例えば指導をするだとかそういうことも必要になってくるんでないかなと思っっているのですよね。ですから、去年と同額っていうのははたして考えがそういう部分を踏まえれば、同額でいいのかっていう部分が何となく危惧されるものですから、これこれの社会福祉協議会で議論した中で、こうだから最終的に去年と同じ金額になったんだっていうことなのか。

相澤委員長 羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 まずこの社会福祉協議会への補助金というものは、ほぼ積算根拠は事務員の人件費、事務局長、それと事務員に対する人件費の補助が主となっております、ベースは全て社会福祉協議会のほうから数字をいただいた中で、うちのほうで補助しております、そこで今年度につきましては昨年度と同じ金額、昇級はしているもののあくまでも基準額をうちは設けていましたので、そこを上回った形での支給となっておりますので、その差額分というのは支給していないので、補助金にはまず変わりがありません。

そして、社会福祉協議会には再三、当然社会福祉事業を行うということは、お金を生みません。ですから、お金を生むものは介護保険事業しかない。そうすると、居宅介護支援事業所と訪問介護事業所の二つを持っていますので、そこをしっかりと人を確保した中で、事業特化型まではいきませんけれども、これまではそこで黒字を生み出して積立してこれましたので、いま現在はそこが足りていないということで、赤字。基金を毎年取り崩して運営しているという部分がありますので、いま一度運営、人の確保含めということで、町のほうもいろいろ一緒に協議しながら今後進めていきたいと思いますということで、年に何度かですけれどもそこは意識統一した中で、社協のほうとは運営のほうをやっていくという状況にはございます。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 課長の言っていることも我々もわからないわけではない。ですから、その辺を含めて当然社会福祉協議会と言えば公益の部分がありますから、その分に関わる費用については、これは町が支援しますよと。だけれどもやはり、介護それに関わる事業、収益を得られる部分は努力しなさいっていう。それはずっと今日までやってきて、ただこの介護報酬の改定の中のこの波に吞まれて良い時期もあった、また下降になったというそういう背景もこれあり。ですから、今日的に高齢化、人口減少の町としても介護の事業所も結構民間の部分も増えていますから、そういうものも含めて介護保険事業者としての社会福祉協議会をどうあるべきか。このくらいの規模でいいんでないという部分は言えないと思うのですけれども、そういうものも含めた見通しというか、このいま7期を今度8期に向けてはそういう部分、やはり厳しく取り組んでいかなければならないのではないのかなというふうに感じるのですよね。いつまでも社会福祉協議会も町におんぶにということではなくて、自立できるような運営指導というかそういうふうにしなきゃいけないというふうに思いますので、いま今年度はこういう一つの考えの中で、こういう予算組したわけですから、次期の介保の改正含めて社会福祉協議会へも強くやはり指導していただきたいとそういうことを申し添えておきます。

相澤委員長 要望でいいですね。

ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、老人福祉費関連については、これで閉めたいと思います。

次、介護保険特別会計について、ご説明をお願いします。

羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の平成31年度の予算について、ご説明いたします。

前段で4点ほどお願いいたします。

まず、1点目です。

第7期の介護保険事業計画の初年度である、平成30年度の決算見込みにおきましては、現時点では、資金不足は見込んでおりません。

しかしながら、平成31年度予算に計上している繰越金は、1,100万円程度であります。

引き続き、住宅改修、福祉用具購入などを含め、給付の適正化に努めてまいります。

2点目です。

この7期の介護保険事業計画では、先ほども竹田委員からの質問もありました、小規模多機能型居宅介護の整備を平成32年度に見込んでおります。建設・運営などについて、議員の皆さんへ諮りながら準備を進めてまいりたいと考えております。

3点目です。

新年度の新たな事業といたしまして、在宅高齢者生活実態調査を実施いたします。

この調査は、国の調査項目をベースといたしまして、町のオリジナルの調査項目を付け加えた中で、実施したいと考えております。概要などにつきましては、後ほど説明いたします。

最後に4点目です。

地域包括ケアシステムのさらなる推進、在宅医療と介護の連携強化を図る事業として引き続き、国保病院を中心に、知内町・福島町と連携して、展開してまいりたいと思います。

それでは、平成31年度木古内町介護保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ、7億167万8,000円について、歳出より説明いたします。

予算書の13ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 3,447万8,000円です。

前年より49万6,000円の減です。

減った要因といたしましては、13節の委託料です。

法改正に伴う介護保険システムの改修費で、120万円減額しております。

また、増額したものにつきましては、18節の備品購入費です。

国保連合会との伝送用のパソコンの更新を見込みました。30万円です。

14ページです。

2項 徴収費、1目 賦課徴収費 10万5,000円、前年より2万7,000円の減です。

前年度と同様の計上となっております。

15ページ、上の表です。

3項・1目 介護認定審査会費 529万7,000円、前年より30万円の増となっております。

増えた要因は、18節の備品購入費 介護認定審査会用のパソコンの更新 22万9,000円を

計上したものです。

次に下の表、2目 認定調査費 301万8,000円です。

前年より47万9,000円、増えております。実績に基づく計上により、増額となっております。主治医意見書の件数が増えております。

次に、16ページです。

4項・1目 運営協議会費 12万1,000円、前年増減なしです。

年3回の運営協議会開催を見込んでおります。

17ページです。

2款・1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費 5億7,804万円、前年より169万円の減、それから18ページ、2項・1目 高額介護サービス費 1,980万円、前年との増減なし、それから19ページにあります3項 その他諸費、1目 審査支払手数料 51万9,000円、前年との増減なしは、7期の介護保険事業計画に基づく31年度分の計上となっております。

20ページです。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費 2,655万1,000円です。前年より330万8,000円の増となっております。

これにつきましては、増えた要因といたしまして、19節 負担金補助及び交付金これにおきまして、実績に基づく計上により通所介護相当サービス費が72万円、また総合事業介護予防ケアマネジメント負担金が25万8,000円増えております。

また、新しい事業、冒頭で申し上げました事業といたしまして、13節の委託料に在宅高齢者生活実態調査委託料 270万円を計上しております。

資料2の33ページをお開きください。

資料2の33ページ、別紙2といたしまして、在宅高齢者生活実態調査事業計画概要といたしまして、1. 調査の目的です。

これにつきましては、この調査は平成27年・29年にニーズ調査を実施しておりますので、31年に第3回目として位置付けて調査を実施してまいりたいと。そして、介護予防の必要性、地域の課題、ニーズを把握していきたいと考えております。

また、重点事項といたしましては、高齢者の低栄養状況の把握というふうに考えてございます。

2番、業務委託内容でございます。

調査結果の集計と分析、31年度実施いたしますニーズ調査の集計・分析、そして過去の27年・29年に行いました調査2回の調査とあわせて、どのような変化が起きているか等を比較してまいりたいというふうに考えております。ただ、項目的には全て2回目・3回目同じ項目とはなりません。突合できる、ベースとなるものは国の調査票になりますので、それを町のオリジナルのものを付け加えて、同じ項目があるものにつきまして、そのかたの変化というものを捉えていければというふうに考えております。

調査対象につきましては、黒四角で囲みましたように、1,538人のかたが対象となります。

1回目・2回目よりも徐々に人数的には減ってきているという形でございます。

4番は調査の流れです。

調査項目を町のほうで選定いたしまして、調査票を作り、送ります。回収いたしまして最後、集計・分析・比較等委託してまいりたいと。

5番は、スケジュールです。

4月・5月に調査票を作成しまして、送付いたしまして、6月・7月かけまして回収、そして秋11月までには集計・分析を行いたいというふうに考えております。

業者に委託する成果物にいたしましては、6番に記載のとおりでございます。

新規事業の説明は以上です。

予算書の21ページにお戻りください。

2目 包括的支援事業・任意事業費 1,932万9,000円、前年より7万4,000円の増です。

前年度と同様の計上となっております。

22ページ、4款・1項 公債費、1目 利子 5万円は、前年度と同様、また23ページ、2項・1目 財政安定化基金償還金 1,000円も前年度と同様の計上となっております。

24ページ、5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金 15万円、前年比 15万円の減となっております。これは、昨年度のように遡及しての保険料を還付する事例が見込まれないため、このように減となっております。

2目 償還金 1,000円と3目 第1号被保険者還付加算金 1,000円は、昨年度と同様の計上でございます。

25ページ、6款・1項・1目 予備費 1,421万7,000円、前年より673万円の減です。

予備費につきましては、給付費に不足が生じた場合に充当、また国・道への返還金へ充当する財源といたします。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明を行います。

予算書の7ページをお開きください。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料 1億813万6,000円、前年より561万7,000円の減です。

7期の介護保険事業計画に基づき、保険料の基準月額 5,600円により算出をしております。

2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 認定審査会負担金 1,774万4,000円、前年比 2万7,000円の増です。

前年度と同様の計上となっております。

3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料 2,000円、前年より2万3,000円の減です。

督促手数料の廃止により、過年度分のみの計上となっております。

4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金 1億197万9,000円、それと2項 国庫補助金、1目 調整交付金 6,358万1,000円、それから8ページにいきまして、2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）581万1,000円と、3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）692万6,000円につきましては、法定どおりの国の負担となっております。

次に、4目 介護保険事業費補助金 55万5,000円は、昨年度と同様に介護保険事務処理システムの改修に対する補助金となっております。

5目 保険者機能強化推進交付金 125万8,000円、定例会においても補正をお願いしたものでございますが、平成30年度に新設された新たな交付金でございます。地域支援事業と

実施している事業を点数化し、それに対し国から交付されるものでございます。

9ページ目です。

5款・1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金 1億6,155万7,000円、2目 地域支援事業交付金 627万6,000円につきましては、法定どおりの支払基金の負担となっております。

6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金 9,248万7,000円と、2項 道補助金、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）290万6,000円と、10ページの3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）346万2,000円につきましては、法定どおりの北海道の負担となります。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金 7,479万5,000円、2目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業費）290万5,000円、3目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）346万2,000円、4目 その他一般会計繰入金 2,848万5,000円、加えて11ページの5目 低所得者保険料軽減繰入金 743万8,000円につきましては、法定どおりの一般会計の負担となります。

2項・1目 介護サービス事業勘定繰入金 86万7,000円は、介護サービス事業特別会計の歳入歳出から差し引きいたしまして、繰り入れをするものでございます。

11ページ、上から三つ目です。

三つ目の表、8款・1項・1目 繰越金 1,101万6,000円は、平成30年度の決算見込みによるものです。

次に、四つ目の表から12ページにかけまして、9款の諸収入につきましては、昨年と同様の計上となっております。

また、最後の表の雑入 2万1,000円の減につきましては、先ほどの条例の廃止に伴う生活管理指導短期宿泊事業の廃止によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

相澤委員長 介護サービス事業特別会計の説明が終わりました。

質疑等ございましたら、上げていただけますか。

竹田委員。

竹田委員 20ページの委託料で、在宅高齢者生活実態調査委託の関係で、この資料として33ページに添付されています。

前回、実態調査やった時に我々も回答をしたと思っているのだけれども、どうも調査項目が木古内の実態にあわない部分もなんかあったような気がちょっとしているんだけど、いま今年度調査をしようとする調査票の原案でももしあれば、このような例えば調査を。ただ、1枚・2枚でないから大変だって言うならあれですけども、1枚か2枚であればこういう調査をしますという部分を。たぶん原課ではチームの中で、こういうのも必要だね、ああいうのも必要だねということでいろんな部分を網羅した部分の調査票だと思うんですけども、その辺もしいまの段階でまだこれからそれを作るんだということわかるのだけれども、もしあるのであればそういうものをちょっと見たいなと。

それから、21ページの地域包括支援の中で、報酬の認知症初期集中支援チーム報酬、それとたぶん下段のほうの原材料で認知症カフェの原材料、それと負担金だからこれ研修の負担金、これはたぶんチームのメンバーが研修に行くっていう負担金だと思うのですけれ

ども、それでいいのかどうなのか。ただやはり、せつかくこういうチームがあつて、たぶん病院、それからセンター、社協入っていないかも知れないけれども、例えばそういうチームで認知症のことをここに認知症の初期って入っているんだけど、初期でなければ例えばこのチームで認知症の見守りとかサポートしないっていうのかどうなのか。

結構、最近近場でも認知症でないかと思われるかたが増えてきている。ですから、きょう保健師さんもないからあれですけども、保健師さん含めてどのような支援チームとどう連携して地域のそういうかたを自立した生活に持っていつているのかというのをどうもこの支援チームはことしだけでないよね。去年もあつたよね、確か。もっと前から。何年前からあるのだけれども、なんかそれが言い方悪いけれども、ちょっと十分活かしきっていないような気がするものですから、その辺のいま掴んでいる実態と今後どうしていくのかという部分あればちょっと。

相澤委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、実態調査の調査項目なのですけども、現在検討中です。

29年度にあったものをベースに、いまそれに付け足すことを考えています。ただ、竹田委員おっしゃるとおり、実態にあわないもの等々もないのかどうかもう一度見直して、前回と同じ項目であっても見直しをかけたいと思います。

それと、21ページの費用、認知症カフェの原材料費につきましては、参加していただくかたに出すお茶とかお菓子等々想定しております。

初期集中支援チーム研修費の負担金につきましては、これは研修に行くことを想定して、札幌若しくは東京であるので、うちの職員が代わった場合に、現在いま包括支援センターにいる保健師1名この3月で退職しますので、新しく来た職員に対する研修負担金としていま想定しております。

それと、初期集中支援チームの活動についてでございます。

これは、平成28年度に国の通知に基づきまして、立ち上げました。これは、木古内町に限らず、全国全市町村で一応皆さん取り組んでいる事業でございます。木古内町の場合につきましては、国民健康保険病院の医師、看護師2名、それと作業療法士の計4名に依頼をしまして、あわせてそれに役場の地域包括支援センターの職員3名、合計7名でいま月1回ケース検討等を行っております。

事例につきましては、基本的に包括支援センターに入ってくるいろんな地域の情報、例えばここのおじいちゃん、おばあちゃんちょっと様子がおかしいんだけどとか、認知症のような感じが見受けられるというような情報から、あるいはご家族からのご相談、健康管理センターに来られた時のご相談等々の内容を検討会議にかけるようにしております。実際、いまどういう成果が出ているのかと言いましても、まず地域包括支援センターのほうで見守り、必要なサービスにつなげる、あるいは適切な医療機関への受診を家族等にうながすように努めております。以上でございます。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 何となく理解はできるような気はします。ただ、一連のそういうもののチームだとか地域包括の中での部分と、それから委託料で生活援助派遣事業、これはL S Aではないよね。違うよね。これL S A、ああそう。生活支援コーディネーターっていうのは社協に委託している。これらは、全然またこのチームだとかのあれとは全く関係のない、違

うここに書いている生活支援の指導者なんだっていうことで、つながりはあまりないんだ、その辺は。

相澤委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 これらも地域包括ケアシステムの一貫でございまして、生活支援コーディネーターの派遣事業なのですけれども、こちらも国の通知に基づいて、全国全市町村で取り組んでいるものでございます。平成29年度からです。先ほどちょっと間違えましたが、認知症のチームインも29年からです。木古内町では取り組んでおります。

この生活支援コーディネーターにつきましては、具体的に地域で法的なとか行政のサービスに基づかない、簡単に言いますとボランティア的な活動をもう少し力をいれましょうということで、その役割を担うのが地域支援コーディネーターということで、いま全国市町村で取り組んでいるものでございます。

具体的には、木古内町の場合は、このコーディネーターが中心となりまして、地域でのミニサロン活動、いわゆる最初の初期の立ち上げ支援をしまして、地域で自主的な活動していただくですとか、あるいは地域で活動している実践事例を紹介する報告会とか、そういうことをここ29年・30年と実施しておりまして、31年も引き続き行う予定としております。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 北海道から我が町木古内町に、地域包括ケアの構築のスペシャリストということで来ていただいた武藤室長にお伺いします。

ただ、この2年間の間で町の事情で特養の施設に関わる仕事が大変多かったのではないのかなとも感じておりますけれども、この保健福祉課が抱える予算、先ほども保健、それから老人福祉の中身についてたくさん聞きたいことあったのですけれども、それらについては全て地域包括ケアにつながるのだと思いますので、総体の予算として包括ケアについての考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

私は、地域包括ケアの構築、名前も格好良いですしパンフレットを見ると素晴らしい、いま言われたことも含めて、全てが地域包括ケアにつながるのだと。でもゴールはどこなんだと思った時に考えた時に、ゴールってないのですよね。私はそう思っていたのです。

しかしながら昨日、病院の予算審査やった時に、小澤管理者さんに病院が結構地域包括ケアを構築を提言と言いますか行動も行われている。私は反面、包括ケアを進めることによって病院の経営としてはマイナスなんじゃないのかなと思ったらそうではなく、またポイントの収集等々で病院としては経営の生き残る道もあるというお話をいただきました。

その話の流れの中で、この町が包括ケアのゴールを定めていないと。なので、いつまでも進まないんだっていう助言があったのですね。大変、その言葉は重いなと思ひまして、私も微力ながら個人的な思いとして、包括ケアを構築するための様々な助言をこれまでもしてきたつもりなのです。今回の定例会もそうでしたし、これまでもいまチラッと出たボランティア組織の支援・構築ですね。これについても町としては、なかなか前向きな答弁がなかったのですね。それらを踏まえますと、この町は地域包括ケアに進んでいないんじゃないかなと個人的に思うのです。包括ケアの構築を担った武藤室長の考えとして、今年度予算も含めて、まず何から手がけるべきなのか、この町に何が足りないのか、何をすべきなのかという助言と言いますか、この予算をとおした中での特にここに力入れを

するべきだってことを考えをお聞かせいただきたいなと思います。

相澤委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、「地域包括ケアシステム」、これは木古内町が独自に打ち出した言葉ではなくて、厚生労働省のほうで掲げている言葉です。一般質問の若干繰り返しになりますが、要は高齢者のかたがその住み慣れた町で、いつまでも自立した日常生活をできる、つまりお亡くなりになるまで元気にあるいは誰かの助けを借りながら、在宅で生活することを目指すというものです。何か特別なものをしなければならないのか、何かゴールがあるのかと言われれば平野委員おっしゃるとおり、私もゴールはないと思います。

常に進歩していけば、それでいいと思っております。小澤管理者が言うゴールが示されていないというのは、それは間違いだと思います。我々も常に高齢者老人福祉計画・介護保険事業計画で、3年間の計画を立てまして、それに向かって各計画期、事業を進めているところです。これは木古内町に限らず、どこの町もそういうふうに行っております。

まずそこをだから短期的ではありますが、まず3年間の計画に向けて事業を進めていく、これが地域包括ケアシステムの構築になると思います。だから、その計画3年間ごとのまずはゴールを目指していく、こういうふうに進めていくべきだと思います。

中長期的に申しますと、はっきり言ってどこをゴールにするのかと非常に難しいものだと思います。何か施設ができたならゴールなのか、あるいは高齢化率が下がったらそれがゴールなのかということは、そういうことは全くないと思います。

小澤管理者とこの間、いろいろ議論もしてきました。とても壮大な構想をお持ちで、我々もなかなか付いて行くのが大変なのですけれども、決して木古内町、私に来る前から何もやっていないわけではございません。そこは理解していただきたいと思います。十分これまでも素晴らしい事業をされております。新規事業が何か出ないから、それがだめだということは私は決してないと思います。この間、私に来てからも平成29年度から新規事業をちょっとずつやっています。来年度はたまたまないのかもしれませんが、ですが、高齢者ニーズ調査をやって、さらに必要なものについては次期計画、あるいは早ければ来年度やっていくことにしております。

私が特に何に力をいれたいのかと申しますと、全てでございますが、特にでございますが、やはり生活支援コーディネーター事業で、行政にはやはり限界がありますので、これからは地域の方々の町内会、老人クラブ、あるいはボランティア組織みたいなものにやはり見守り的なもの、あるいは手助けが絶対必要になってくると思いますので、そのやはり仕組み作りをちょっとずつとやっていきたいなと思っております。ここ2年間手がけましたが、やはりまだなかなか上手くいっておりません。目指すところは、例えば札苧地区であったり、泉沢地区であったり、そういうふうに若い人方が手がけていただけるようなまちづくりを町内全域に波及できればいいのかなというふうに考えております。以上です。

相澤委員長 平野委員。

平野委員 上手くまとめていただいたのかなと思います。結局、国が定めた「地域包括ケアシステム」この名前が重いのですね。室長おっしゃるとおり、これまでやってきた高齢者への福祉が全てがケアシステムの構築のために全部つながる話であって、そこでどれが大事かと言われたら、本当どれも大事な事業で、担当課も一生懸命やられていると思うのですけれども、私個人的にはやはり地域の声、私は泉沢に住んでいますから泉沢の高齢者

のかたが何が不便だっということを純粹に町に訴えて、それをやるかやらないかはもちろん町の町長の考え方一つなのですけれども、一つお金をかけずにやれることの提案として、いまこの世の中、隣近所がどんどん離れてるっていうのもありますけれども、隣近所の付き合いの希薄化と言いますか若者のボランティアがどんどんおっしやいますけれども、たまたまいま札苧の一部の有志が福祉のボランティアを一生懸命やっている団体があるので、去年も発表会で見本となる地域形態、あるいは団体になっているのですけれども、木古内町のほかの地域でそのような団体がこれから生まれるのかと言ったら、まず難しいと思うのですね。そうなった時に、いまいる方々の希薄化の少しでも歯止めのために、町がじゃあパンフレットを出して隣近所と日頃から挨拶しましょうとそんな安易なパンフレットを出せっていう話じゃなくて、そこは担当課がしっかり地域にくっついて、その取り組みを推奨と言いますか地道な活動になるのですけれども、そこが一番で。地域の役員だったり地域活動をされている各町内会の方々もやはり町がそういう懸命な姿を見せられるとじゃあ何とか我々もボランティアで、この町の包括ケアの構築に向けて頑張っていこうっていう気持ちになると思いますので、そういう小さい力が合わさっていくと少しでも構築に向けてのゴールはないかもしれませんが、近づいていけるのかなと。具体的な意見ではないのですけれども、そのような進みをしていただきたいという願いです。

相澤委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まさにいま平野委員がおっしゃっていただいたとおりのことで、我々も少しずつですが地域に入っていくって、少しずつ普及啓発、活動をこれからも続けていきたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしく願いいたします。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 いま武藤室長の説明を聞いて、やはり地域のいま実態として町内会三つくらい地域サロン、これが地域の原点でないのかなと思うのですよね。ですから、予算はかかるかもわからないけれども、三つと言わないで全町内会を取り組むっていうやはりそういう姿勢が大事なのです。それと、いま地域で一番困っているのは、ただサロンをやります、お茶飲みながら健康のお話しますって集まってくれないのです。そこで、集まったみんなでお昼を作ってお昼食べよう、そして楽しいことっていうか何かをやって、そしてその中で講話だとかそういう話、地域の実態だとかを吸収するだとか、そういうふうに行っていかなきゃだめなんだよね。ですから、結構いまセンターでやっているマージャン教室、あれなんかも結構中年のおばちゃんって言い方は失礼だけれども、女性のかたがきょうマージャン教室なんだってすごくそういう楽しいって言うのですよね。やはりそういうものを行って楽しかったっていうようなことをきっかけで、サロンをどうするかっていう町全体のもので取り組むだとか、そのためにまずあちこち町村の実態によって違うけれども、町では例えばお昼代200円参加した人に援助しましょうだとか、そういう地域もあるわけですから、ほかでやっていたからそれに右ならえしてっていうことではないのだけれども、やはり町もそれだけ力をいれているよっていう部分が示すとなればそういうものしかないっていうふうにするものですから、そういうのを含めて参加賞だとか何とかって何箇所って限定をしないで、全町一斉に取り組むっていう事業に何とかそういうふうになればっていうふうに思いますので、その辺の意気込み含めた部分の。

相澤委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 本当は全町一斉にと言いたいところなのですがけれども人的、職員の体制にも限界がなかなかありますので、できる限りのことはしたいと思っております。

それと、過去に手がけたところもありますので、そういうところはなるべくフォローに努めるよう、あるいはいま委託している社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと協力しながら、全域に目をかけられるようにしたいと思っております。以上です。

相澤委員長 竹田委員。

竹田委員 やはりその辺が行政の考え、いろんな団体とか組織を利用する場合、言い方悪いけれども利用するっていうふうな観点がなかったら、一斉になんてできないと思う。

センターで全部それを仕切ろうなんて言ったら、私は無理だと思う。地域の自治会なり町内会、あるいはセンターで抱えている推進委員だとかいるでしょう。そういう皆さんの協力を得て、どうすればいいかっていう部分の検討も含めて、やってやはり動くというふうなやり方でないと全部行政が仕切って、お膳立てしなければというのを私はそういうことを描いているわけではない。当然、地域とのそういう連携、あれがなければそれは生きてこないと思いますので。

相澤委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 いま両委員からいろいろ包括ケアについてのお話が出ました。私も確かに当初、泉沢地区でいまは平野委員が先頭で自治会活動含めてサロンをやったりしております。

その前は知っているとおり、泉沢地区がまずサロンの先駆者という形の中で、微力ながら我々自治会も含めて、お年寄りに対してのそういう活動をさせていただいてきました。

おそらくいまふと気付くのですけれども、やはり地域包括ケアというのは、すごく全体の掴みとすればすごいと思うのですけれども、なかなか地域じゃあ地域包括ケアって何なのっていう部分が浸透していないと思うのです。基本的には要は、お年寄り同士が交流をしつつ、寒いねとか暖かいねとかっていう昔のそういうスタイルが一番理想なのかもしれないけれども、何せ現状はそうはいかないよという中で、もう一つ思うのは活動しているのだけれども、全般に広がっていないっていう足踏み状態ですよ。例えば、サロンなんかでもごく何地区かですよ。そんな状況だとは思っています、個人的には。だから、そういう部分も含めて、やはりやるんなら地域全体あるいは木古内町内全体で考えていくとか、例えば年1回にそういう全体の交流を持つとか、あるいはその間は地区地区でいろいろPRしてそういう集会を持って楽しいことをして美味しい物を食べてって、やはり見ているうちのほうは平野委員とそれと婦人消防隊が2回大体やっているのですよ。だけれども、予算の部分だとかいろいろあって、やはり婦人消防隊さんのほうは料理だとか作ってくれるのです。そうすると、結構集まるのですよ。ワイワイガヤガヤやったりして、歌ったり食べたりっていうようなことで、そういうやり方も当然あると思うのです。ただ、声高らかに地域包括ケアだよ、みんな一緒にやりましょうって言ってもそれは地域の町内会にはそういう呼びかけをしつつ、または担当のかたも一生懸命やられているのはわかるのだけれども、かといってじゃあそれが浸透しているのって言ったらなかなかいま言ったようにいろいろ問題があるわけで、その辺のいわゆる優先順位とかそういう部分もきちんと見極めてやらないとなかなか声高らかにというようなことを言っても上手くいかない、いっていないのがそういう私は認識持っています。だから、いま室長のほうからもい

ろいろ構想も予算組もこうやってやっているんですけれども、やはり何と言うのですか過去のデータを見ながらどうするこうするって関係機関も含めて、いろいろ話しないとなかなか前にいけないのかなというような気はします。単純な話、特にお年寄りっていうのは楽しくて、なんか食べられるっていうそういうパターンがあると割と生き生きという感じで、なるケースっていうのは多いと思うのです。いろいろ予算組だとか人の問題もいまありましたけれども、そういう部分から堅い話っていうことでなくて、そういう話ではないと思うのだけれども、それはもちろん地域ぐるみでってことなのだけれども、そういうことで私の感じている部分はそういうふうに感じておりますので、参考になるかどうかわかりませんが、やるんだったらやはりある程度絞りつつ、どうやったら浸透するかという部分を一生懸命やっていると思うのですけれども、もう1回見直ししていただいて頑張ってもらえればと思うのですけれども。

相澤委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないようですので、次に進みたいと思います。

介護サービス事業特別会計について、羽沢課長。

羽沢保健福祉課長 それでは、介護サービス事業特別会計の平成31年度予算につきまして、歳入歳出それぞれ、272万5,000円について説明いたします。

歳出より説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 272万5,000円、前年より56万8,000円の増となっております。

ケアプラン収入の増により、介護保険事業特別会計への繰出金が増えたことが主な要因であり、そのほかにつきましては、前年度と同様の計上となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入です。

7ページをお開きください。

1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画費収入 14万3,000円は、対前年と増減ありません。要介護者に対するケアプラン収入です。

2項 介護予防給付費収入、1目 介護予防サービス計画費収入 258万円です。

前年より56万8,000円の増となっております。要支援者に対するケアプラン収入の増です。

2款 諸収入、3款 繰越金につきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

相澤委員長 これについて、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 ないということですので、これで終わりたいと思います。

保健福祉課の皆さん、大変ご苦勞様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時38分

再開 午後4時40分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどありました条例24号の件について、新しく配付されましたので、これについて副町長のほうから説明を受けたいと思います。

副町長。

大野副町長 それでは、私のほうから概要を説明をさせていただきます。

午前中、審議をいただきまして、委員の皆さんから意見をいただいたことを踏まえて、制度の趣旨を曲げずに、除外するかたについての規則で決めていこうということで、整理をいたしました。と申しますのは、この事業を推進していく中で、窓口で相談にお見えになった時、いろんなケースが出てくるであろうと思われま。いま、我々が除外としてこの分は提案できるというところを今回、3項目提案をさせていただきます。それは、以前は規則の改正分を資料として出していなかったのですけれども、今回あわせて資料を用意させていただきました。制度を運用している中で、利用する側の住民のかたがこの制度を悪用しようとするというような意図が確認されるような場合については、規則でその者を除外していくという手続きをこれからは進めていきたいなというふうに思っております。

まず条例上は、18歳未満のかたは全て対象としますが、規則で除外するのは三つの項目を追加しましたので、そこのところを課長のほうから説明申し上げます。

相澤委員長 吉田（廣）課長。

吉田（廣）町民課長 それでは、三つの除外項目について、ご説明いたします。

規則の新旧対照表が付いておりますけれども、3ページ目になると思っておりますけれども、ご覧ください。

第2条に1号として、自らが医療保険各法の被保険者、組合員または世帯主となっているもの、2号、婚姻しているもの、これは先ほど同じ項目となっております。

そこに3号といたしまして、所得税法第229条に定める開業届を提出し、事業を行っているものということで、これは個人事業主という考え方です。この三つの項目につきまして、規則で除外をするということで改正をさせていただきます。以上です。

相澤委員長 副町長。

大野副町長 午前中に質問にありました、軽度な障害等がお持ちで、重度の対象になっていないようなかたが高校に通っていない場合というご質問でございました。除外となっておりますので、該当するということになります。

また、不幸にして高校に入学することができずに、1年間浪人している場合、これについても該当になります。ということで、18歳まで18歳の誕生日がきた年度の3月31日まで該当になるということで、ご理解をお願いいたします。

相澤委員長 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

相澤委員長 では、これをそのまま採用したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時46分
再開 午後4時47分

(4) 総括質疑事項のまとめ

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

きょうの部分について、総括ございますでしょうか。

平野委員。

平野委員 初日に協議していただいた職員の採用について、町長からしっかり考えを聞くって話があった。それをいま町長いらっしゃるので、その話によっては総括かどうかということだったと思うのですけれども。

初日の人員管理派遣職員についての件で、副町長のほうからご説明を受けたいと思います。

副町長。

大野副町長 予算委員会の審議ということになるのですか。懇談会ということをお願いしたかと思ったのですけれども。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時50分
再開 午後5時35分

相澤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

一昨日から審査してきました予算審議ですが、三日間通してあるいはきょうの部分も含めて、総括ございましたら上げていただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

相澤委員長 それでは、総括はなしということで、それでは本日の審議は全て終了いたしましたので、これで散会といたします。

あす、9日土曜日から11日月曜日までは休会とし、12日は午前10時から開会いたします。ご苦勞様でした。

説明員 大森町長、大野副町長、若山総務課長、高橋税務課長、山下主査
吉田（廣）町民課長、敦澤主査、羽澤（真）主査、秋庭主任、羽沢保健福祉課長
武藤包括ケア推進室長、加藤（直）主査、阿部主査、西村主査、高村主査
中村主任

傍聴者 なし
報道 なし

予算審査等特別委員会
委員長 相 澤 巧